

水質汚濁防止法による特定施設等届出のしおり

令和3年11月

長野県環境部水大気環境課

目 次

■ 水質汚濁防止法の概要	1
○ 特定施設等について	3
○ 排水規制	4
■ 特定施設等の設置届出等	5
○ 届出の概要	5
○ 届出様式	6
○ 押印及び署名について	6
○ 届出方法	6
○ 届出書類の記入例及び記入上の注意	7
1 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出	7
2 氏名等変更届出	44
3 使用廃止届出	46
4 承継届出	48
■ 水質汚濁防止法の規定による特定事業場の設置者の義務	50
○ 排水基準の遵守	50
○ 特定物質を含む特定地下浸透水の浸透の制限	50
○ 事故時の措置	50
○ 事業者の責務（責務規定）	50
○ 排水及び特定地下浸透水に汚染状態の測定等	51
■ 行政権限	52
■ 罰則	52
■ 参考資料	53
○ 水質汚濁防止法の規定による特定施設	53
○ 良好な生活環境の保全に関する条例の規定による特定施設	58
○ 窒素含有量及び燐含有量規制対象の湖沼及び海域	59
○ 問い合わせ先	60

■ 水質汚濁防止法の概要

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）は、次の目的を達成するため、各種の規制を行っています。

- ① 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
- ② 工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。

また、長野県では、法に基づく規制とともに、県民の健康で文化的な生活を確保し、良好な生活環境を保全するため、良好な生活環境の保全に関する条例（昭和 48 年条例第 11 号。以下「条例」という。）による規制も行っています。

◆ 制度の概要

- ・人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基準」が環境基本法により設定されています。これに加え、水利用の観点からは、水道用水の基準、農業用水の基準、水産関係の基準などが設定されています。
- ・これらの基準を達成することを目標に、法に基づいて事業場からの排水規制等を実施しています。
- ・法では、工場や事業場から排出される有害物質等について、物質の種類毎に排水基準を定めており、これらの有害物質等を排出する特定施設の設置者等はこの基準に適合しない排水を排水できません。

◆ 法の規制を受ける事業場

- ① 特定施設^{※1}を設置する事業場（特定事業場）で、公共用水域に水（雨水等を含む）を排出する事業場（下水道に接続している事業場であっても、冷却水や雨水を公共用水域に排出する事業場はこれに含まれます。また、定期的に汚水又は廃液を取り出して産業廃棄物として処理する場合や、汚水又は廃液を事業場内の他の施設で処理し、その処理水を再利用するような循環利用の場合もこれに含まれます。）
- ② 有害物質使用特定施設^{※2}を設置する事業場（有害物質使用特定事業場）で、汚水等（これを処理したものを含む）を地下に浸透させる事業場
- ③ 有害物質使用特定施設（上記①②の事業場に設置される施設を除く）及び有害物質貯蔵指定施設^{※3}を設置する事業場（冷却水や雨水を含め、排水の全量を下水道に排出する有害物質使用特定施設はこれに含まれます。）
- ④ 指定施設^{※4}を設置する事業場（指定事業場）
（流出事故に係る規定のみ～届出義務はない）
- ⑤ 貯油施設等^{※5}を設置する事業場
（流出事故に係る規定のみ～届出義務はない）

※1 人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある汚水や廃液を排出する施設として、政令で定められた施設（特定施設の詳細につきましては、p. 3以降をご覧ください。）

※2 有害物質を製造・使用・処理する特定施設

※3 有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設

※4 有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

※5 重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設

⇒公共用水域（法第2条第1項）

次に掲げる水域・水路を「公共用水域」といいます。

- ① 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域
- ② ①に接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）

⇒有害物質（政令第2条）

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）で定められた物質を「有害物質」といいます。

(1)カドミウム及びその化合物	(9)トリクロロエチレン	(20)シマジン
(2)シアン化合物	(10)テトラクロロエチレン	(21)チオベンカルブ
(3)有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	(11)ジクロロメタン	(22)ベンゼン
(4)鉛及びその化合物	(12)四塩化炭素	(23)セレン及びその化合物
(5)六価クロム化合物	(13)1,2-ジクロロエタン	(24)ほう素及びその化合物
(6)砒素及びその化合物	(14)1,1-ジクロロエチレン	(25)ふっ素及びその化合物
(7)水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(15)シス-1,2-ジクロロエチレン	(26)アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(8)ポリ塩化ビフェニル	(16)1,1,1-トリクロロエタン	(27)塩化ビニルモノマー
	(17)1,1,2-トリクロロエタン	(28)1,4-ジオキサン
	(18)1,3-ジクロロプロペン	
	(19)チウラム	

⇒指定物質（政令第3条の3）

有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものを「指定物質」といいます。

(1)ホルムアルデヒド	(16)ホスゲン	(31)プロピザミド	(44)アルミニウム及びその化合物
(2)ヒドラジン	(17)1,2-ジクロロプロパン	(32)クロロタロニル (TPN)	(45)ニッケル及びその化合物
(3)ヒドロキシルアミン	(18)クロルスルホン酸	(33)フェニトロチオン (MEP)	(46)モリブデン及びその化合物
(4)過酸化水素	(19)塩化チオニル	(34)イソプロベンホス (IBP)	(47)アンチモン及びその化合物
(5)塩化水素	(20)クロロホルム	(35)イソプロチオラン	(48)塩素酸及びその塩
(6)水酸化ナトリウム	(21)硫酸ジメチル	(36)ダイアジノン	(49)臭素酸及びその塩
(7)アクリロニトリル	(22)クロルピクリン	(37)イソキサチオン	(50)クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
(8)水酸化カリウム	(23)ジクロルボス (DDVP)	(38)クロルニトロフエン (CNP)	(51)マンガン及びその化合物
(9)アクリルアミド	(24)オキシデプロホス (ESP)	(39)クロルピリホス	(52)鉄及びその化合物
(10)アクリル酸	(25)トルエン	(40)フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	(53)銅及びその化合物
(11)次亜塩素酸ナトリウム	(26)エピクロロヒドリン	(41)アラニカルブ	(54)亜鉛及びその化合物
(12)二硫化炭素	(27)スチレン	(42)クロルデン	(55)フェノール類及びその塩類
(13)酢酸エチル	(28)キシレン	(43)臭素	(56)ヘキサメチレンテトラミン
(14)MTBE	(29)p-ジクロロベンゼン		
(15)硫酸	(30)フェノブカルブ (BPMC)		

⇒生活環境項目（政令第3条）

化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、有害物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目を「生活環境項目」といいます。

(1)水素イオン濃度(pH)	(7)亜鉛含有量
(2)生物化学的酸素要求量(BOD)及び化学的酸素要求量(COD)	(8)溶解性鉄含有量
(3)浮遊物質濃度(SS)	(9)溶解性マンガン含有量
(4)ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(10)クロム含有量
(5)フェノール類含有量	(11)大腸菌群数
(6)銅含有量	(12)窒素含有量又はリン含有量

○ 特定施設等について

◆ 特定施設

「特定施設」とは、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある汚水や廃液を排出する施設として、政令で定められた施設をいいます。この中には工場だけでなく、し尿処理施設、下水道の終末処理場のほか、飲食店、洗濯業、写真現像業、旅館業等の第三次産業や畜産業等の第一次産業に分類される施設も含まれます。

また、特定施設を設置する工場又は事業場を「特定事業場」といいます。
現在、政令で定められている特定施設は、p. 53 以降に掲げるとおりです。

◆ 有害物質使用特定施設

「有害物質使用特定施設」とは、特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設をいいます。

また、有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場を「有害物質使用特定事業場」といいます。

◆ 有害物質貯蔵指定施設

「有害物質貯蔵指定施設」とは、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設をいいます。

また、有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場を「有害物質貯蔵指定事業場」といいます。

◆ 特定施設等の設置届出

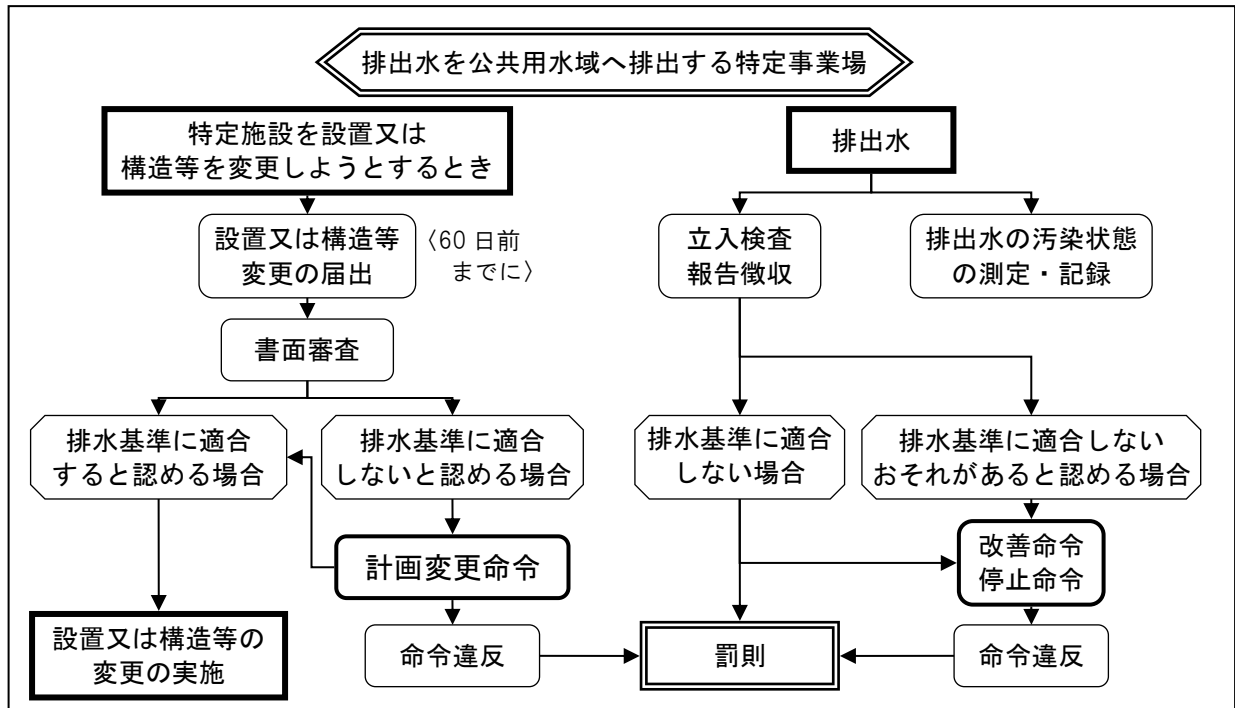
特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「特定施設等」という。）を設置しようとするときは、工事着手[※]の 60 日前までに届出が必要です。なお、施設の所在地が長野市又は松本市の場合は、それぞれの市へ届け出てください。

※「工事着手」とは、一般的に、施設が機械的なもの場合は据付工事開始時、施設が建物的なものは基礎工事開始時を指します。

県は、届出内容を審査し、排出水が排水基準に違反するおそれのあるときには、施設の構造、排出処理方法に関する計画の変更を命じ、又は施設の設置計画の廃止を命ずることがあります。

○ 排水規制

特定施設を設置する工場・事業場から排出される水（排水）を河川や湖沼等の公共用水域に放流する場合や、地下に浸透する場合には、法及び条例に基づき規制されています。



◆ 排水基準の遵守

特定施設を設置する工場・事業場から排水水を公共用水域に排出する場合は、その排水水の汚染状態が排水基準に適合しなければいけません。

排水基準には、法に基づき全国一律に適用される基準と、県の条例に基づき設定される全国一律の基準より厳しい上乗せ排水基準があります。

法	一律基準	① 有害物質 28項目 カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質について、排出量に係わらず、全ての特定事業場に適用する。 ② 生活環境項目 12項目 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある項目について、1日当たりの平均的な排水量が50 m ³ /日以上の特​​定事業場に適用する。
条例	上乗せ排水基準	① 有害物質 4項目 カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、水銀化合物について、一律基準よりも厳しい基準を適用する。 ② 生活環境項目 9項目 BOD、COD、SS等について一律基準よりも厳しい基準を適用する。

なお、基準値については最新の「公害関係基準のしおり」（長野県環境部発行）を参照してください。県ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>

◆ 特定地下浸透水の浸透の制限

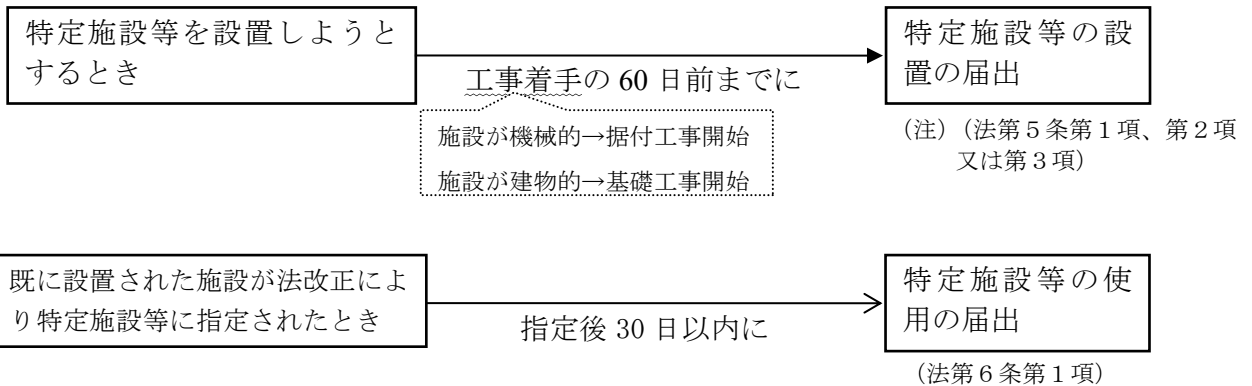
有害物質を製造、使用又は処理する有害物質使用特定事業場は、環境大臣の定める方法による検定で有害物質が検出された場合、当該特定地下浸透水を地下浸透させることはできません。

■ 特定施設等の設置届出等

○ 届出の概要

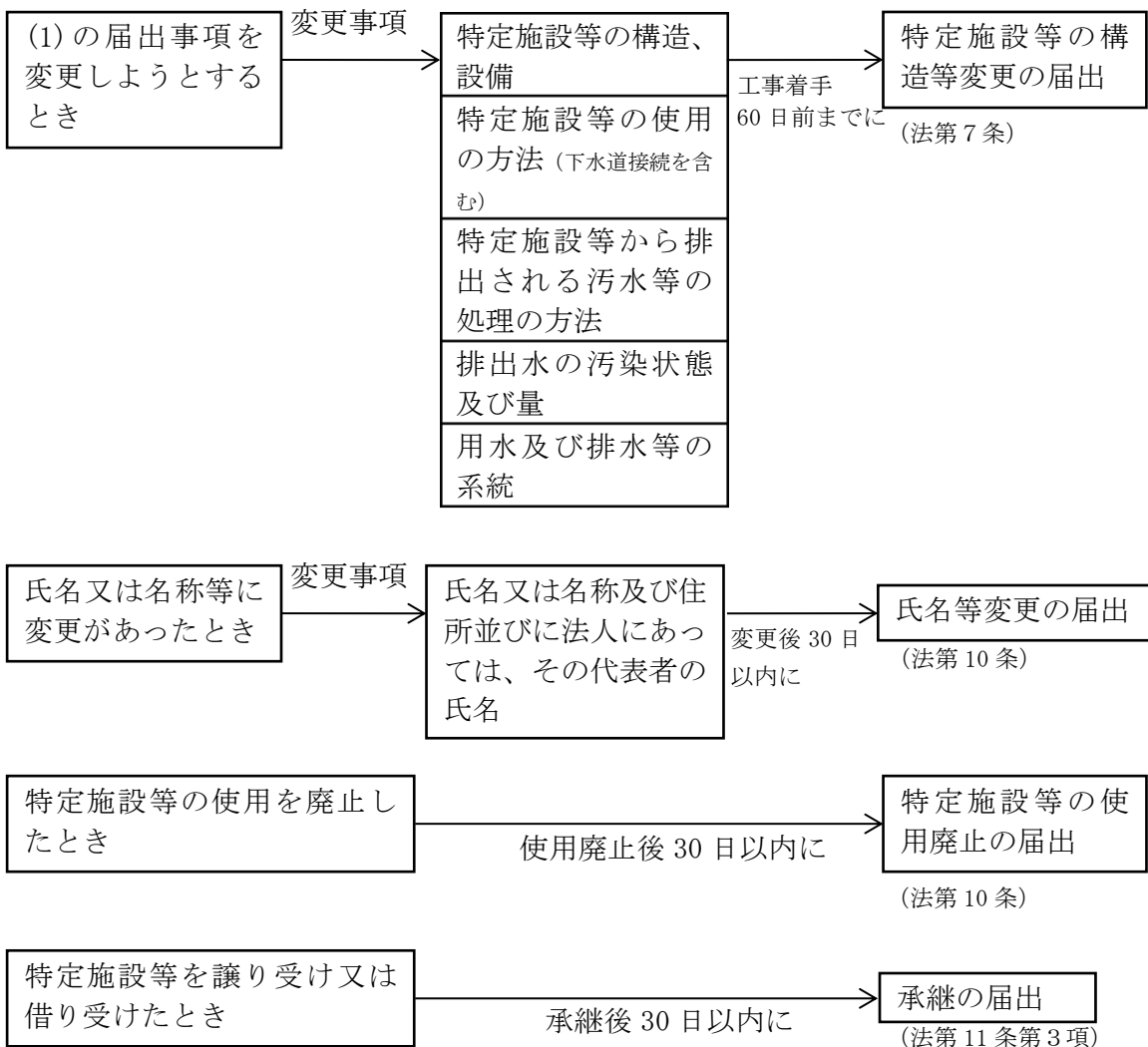
法では、次のいずれかに該当する場合には、所定の届出が必要です。

(1) 新しく特定施設等の届出をする場合



(注) 法第 5 条第 1 項：工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合
 第 2 項：工場・事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者が、有害物質使用特定施設を設置しようとする場合
 第 3 項：上記以外の者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合

(2) 特定施設等の届出事項を変更しようとするとき



○ 届出様式

法に基づく届出様式は、地域振興局環境担当課の窓口で配布するほか、長野県公式ホームページに掲載していますのでご利用ください。

〈掲載場所〉

長野県公式ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/>) から

→ 「申請・届出様式」をクリック

→ 「暮らし・環境」をクリック

→ 「自然・水・大気」をクリック

→ 「水質汚濁防止法関係」をクリック

○ 押印及び署名について

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年12月28日環境省令第31号）により、届出様式が改正され届出者の押印及び本人（法人にあってはその代表者）の署名は不要となっていることにご留意ください。

○ 届出方法

届出書を2部（正本1部、写し1部）作成し、地域振興局環境担当課（p.60参照）に提出してください。届出書に収受印を押印し、1部（写し）を届出者へ返却します。

なお、形式的に不備のない届出書を収受した日が受理日となります。

○ 届出書の記入例及び記入上の注意

次ページ以下に届出書類の記入例及び記入上の注意を掲載していますので、届出の際の参考にしてください。

1 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出 8

特定施設等を設置する場合、法改正等により既に設置された施設が特定施設等に指定された場合又は届出事項を変更する場合に届け出ます。

特定施設等を設置する場合又は届出事項を変更する場合は、その行為を行う 60 日前までに、既に設置された施設が特定施設等に指定されたときは指定後 30 日以内に届出が必要です。

- (1) 65 酸又はアルカリにより表面処理施設、66 電気めつき施設..... 8
 - ① 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書（様式第 1） 8
 - ② 特定施設の構造（別紙 1） 11
 - ③ 特定施設の設備（別紙 1 の 2） 13
 - ④ 特定施設の使用の方法（別紙 2） 14
 - ⑤ 汚水等の処理の方法（別紙 3） 16
 - ⑥ 排出水の汚染状態及び量（別紙 4） 19
 - ⑦ 用水及び排水の系統（別紙 6） 20
 - ⑧ 各種添付図面等 21

- (2) 66 の 3 旅館業..... 24
 - ① 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書（様式第 1） 24
 - ② 特定施設の構造（別紙 1） 27
 - ③ 特定施設の使用の方法（別紙 2） 30
 - ④ 汚水等の処理の方法（別紙 3） 32
 - ⑤ 排出水の汚染状態及び量（別紙 4） 35
 - ⑥ 用水及び排水の系統（別紙 6） 36
 - ⑦ 各種添付図面等 37

※「別紙 5」については、本県に特定施設を設置する場合、添付の必要はありません。

※上記以外の別紙については、これらを参考に適宜作成してください。

また、環境省の作成した「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」の参考資料 3 (<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual/ref.pdf>) に「有害物質貯蔵指定施設」の届出の際に添付する別紙の記入例等が掲載されていますので、参考にしてください。

2 氏名等変更届出 44

特定施設の名称や届出者の氏名等に変更があった場合に、変更後 30 日以内に届け出ます。なお、特定施設の構造・使用の方法等を変更する場合は、上記 1 の届出が必要です。

3 使用廃止届出 46

特定施設の使用を廃止（一部又は全部）した場合に、使用廃止後 30 日以内に届け出ます。

4 承継届出 48

特定施設を譲り受け、又は借り受けたことにより、当該特定施設に係る地位を承継した場合に、承継後 30 日以内に届け出ます。

(1) 65 酸又はアルカリにより表面処理施設、66 電気めっき施設

① 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出（様式第1）

ア 記入例

様式第1（第3条関係）（表面）

a

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

c

年 月 日

〇〇地域振興局長 様

d

〇〇株式会社

届出者 〇〇市〇〇町 1234 番地

代表取締役 〇〇 〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

b

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		e 〇〇株式会社〇〇事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		f 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇郡〇〇村 5678 番地	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	g 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	h 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	i		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出所に限つて欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

イ 記入上の注意

a 届出の種類 b 該当条項

届出の内容により、不要な部分を二重線で抹消してください。

(参考) 法第5条第1項	工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合
第5条第2項	工場・事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者が、有害物質使用特定施設を設置しようとする場合
第5条第3項	上記以外の者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合
第6条第1項	従来、特定施設等でなかった施設が特定施設等に指定された場合
第6条第2項	指定地域において、従来、指定地域特定施設でなかった施設が指定地域特定施設に指定された場合等
第7条	第5条又は第6条の届出をした者が、届出事項を変更する場合

c 届出年月日

地域振興局へ届出書を提出する日付を記入してください。

d 届出者

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名・電話番号を記入してください。代表権を有しない工場長等が届け出する場合は、工場等の名称・工場等の所在地・代理人役職名及び氏名・電話番号を併記してください。この場合、代表者からの委任状（様式任意）が必要となります。

e 工場又は事業場の名称

当該届出に係る工場又は事業場の名称を記入してください

f 工場又は事業場の所在地

当該届出に係る工場又は事業場の所在地を記入してください

g 特定施設の種類

当該届出に係る特定施設の種別を、政令別表第1（p. 53 参照）に掲げる番号及び名称から選んで記入してください。

複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

h 有害物質使用特定施設の該当の有無

該当するものに✓印を記入してください。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出する必要はありません。

i 有害物質使用特定施設の種別

当該届出に係る有害物質使用特定施設の種別を、政令別表第1（p. 53 参照）に掲げる番号及び名称から選んで記入してください。

j 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

該当するものに✓印を記入してください。

※「別紙〇のとおり。」という記載について、別紙の添付のないものについては適宜削除してください。

② 特定施設の構造（別紙1）

ア 記入例

別紙1		
特定施設の構造		
工場又は事業場における 施設番号	a B-1	B-2
特定施設番号及び名称	b 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型式	c 浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構造	d 鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は資料○のとおり)	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は資料○のとおり)
主要寸法	e 槽寸法 ・酸浸槽 1m×1m×1.5m×1槽	装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料○のとおり)
能力	f ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配置	g めっき工場棟1階 (配置は、資料○のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料○のとおり)
設置年月日	h 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	i 令和2年 9月24日	令和2年 9月24日
工事完成予定年月日	j 令和2年11月30日	令和2年11月30日
使用開始予定年月日	k 令和2年11月30日	令和2年11月30日
その他参考となるべき事項	l 床面は厚さ100mmのコンクリート、 周囲に側溝を設け、有害物質の流出を防止	床面は厚さ100mmのコンクリート、 周囲に側溝を設け、有害物質の流出を防止

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

イ 記入上の注意

a 工場及び事業場における特定施設の番号

当該届出に係る工場又は事業場内の特定施設全てに通し番号を付け、その番号ごとに記入してください。また、添付すべき特定施設内の配置図にそれぞれ対応する通し番号を記入してください。

なお、同一構造のものが複数設置されている場合は、まとめて記入して構いません。

b 特定施設号番号及び名称

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の号番号及び名称を、政令別表第1（p. 53 参照）から選んで記入してください。

c 特定施設の型式

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設のメーカー名、呼称、型式、年式、形状等を記入してください。

d 特定施設の構造

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の主な部分の構造を記入し、構造図又はカタログを添付してください。

e 特定施設の主要寸法

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の大きさ、容量等を単位付きで記入し、同一の施設が複数ある場合には、その数も記入してください。

f 特定施設の能力

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の時間当たり又は1日当たりの原材料処分能力、生産能力等を重量、数、容積等により記入してください。

g 配置

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の配置を記入し、配置図等を添付してください。

h 設置年月日

使用届出の場合、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の設置年月日を記入してください。

特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、記入不要です。

i 着手予定年月日 j 完成予定年月日 k 使用開始予定年月日

設置届出又は構造等変更届出の場合、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定日を記入してください。

なお、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更できません。

l その他参考事項

その他当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の構造について、参考となるべき事項があれば記入してください。なお、有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載してください。防液堤等については、可能な場合には容量を記載してください。

※ 構造変更届出にあつては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入してください。

※ 当該届出に係る（有害物質使用）特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要設備の配置図等を添付してください。

③ 特定施設の設備（別紙1の2）

ア 記入例

別紙1の2		
特定施設の設備		
工場又は事業場における 施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面 処理施設	66 電気めっき施設
設備	a 地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	b 配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ 50mm	コンクリート製、厚さ 50mm
主要寸法	c 配管 直径 100mm×30m 排水溝 幅 300mm×深さ 200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm コンクリート製、厚さ 50mm	幅 300mm×深さ 200mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配置	d めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)
設置年月日	h 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	i 令和2年 9月24日	令和2年 9月24日
工事完成予定年月日	j 令和2年11月30日	令和2年11月30日
使用開始予定年月日	k 令和2年11月30日	令和2年11月30日
その他参考と なるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

イ 記入上の注意

a 設備

施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載してください。

b 構造

設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨を記載してください。

c 主要寸法

設備のうち、主なものについて寸法を記載してください。

d 配置

建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記してください。

※ 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨を記載すること。

※ 地下配管（トレンチ）の場合は、トレンチの構造について記載してください。

④ 特定施設の使用の方法（別紙2）

ア 記入例

別紙2					
特定施設の使用の方法					
工場又は事業場における施設番号	a B-1		B-2		
特定施設番号及び名称	b 65 酸又はアルカリによる表面処理施設		66 電気めっき施設		
設置場所	c めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)		めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)		
操業の系統	d 〇〇処理を行う (フローは別紙のとおり)		〇〇めっきを行う (フローは別紙のとおり)		
使用時間間隔	e 週に2~3日程度使用し、使用時間帯は不規則		10時~16時		
1日当たりの使用時間	f 4時間		6時間		
使用の季節変動	g なし		6月~7月 100%稼働 12月~1月 30%稼働 その他 70%稼働		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	h <前処理工程> 〇〇 <〇〇処理> □□		<前処理工程> 〇〇 <〇〇処理> □□		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	i pH	3.0	3.0	3.5	3.5
	亜鉛	15 mg/L	25 mg/L	15 mg/L	25 mg/L
	クロム	15 mg/L	45 mg/L	15 mg/L	45 mg/L
	六価クロム	15 mg/L	45 mg/L	15 mg/L	45 mg/L
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	j 1.5	3.5	1.5	3.5	
その他参考となるべき事項	k 使用有害物質：六価クロム		使用有害物質：六価クロム		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

イ 記入上の注意

a 工場又は事業場における特定施設の番号 b 特定施設号番号及び名称

別紙1に同じ。

c 設置場所

当該届出に係る工場又は事業場に係る付近の案内図及び全体の配置図を添付し、特定施設の設置場所を明示してください。

d 操業の系統

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設を含む操業系統（フローシート）を明示してください。

e 時間間隔

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設を継続的に使用する場合、その時間間隔を記入してください。

f 1日当たり使用時間

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の通常の状態における実使用時間を記入してください。

g 使用の季節的変動

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の使用において季節変動がある場合、その状況を記入してください。

h 原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設を含む作業工程において使用する、全ての原材料（消耗資材を含む。）の種類、具体的な使用方法及び1日当たりの平均使用量を記入してください。

i 汚水等の汚染状態

政令により、排水基準が定められている有害物質及び生活環境項目のうち、使用されている原材料、使用薬品の成分等を考慮して、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設から排出される汚水又は廃液に含まれているものについて、通常値及び最大値を記入してください。

なお、ここに記入すべき汚染状態を表す項目には、その汚水又は廃液が処分されるか否か、又は循環使用されるか否かにかかわらず記入してください。

j 汚水等の量

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設から排出される汚水又は廃液の量で、1日当たりの通常量及び最大量を記入してください。

なお、ここに記入すべき量には、その汚水又は廃液が処理されるか否か、又は循環使用されるか否かにかかわらず、全量を記入してください。

k その他参考となるべき事項

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設において、製造・使用・処理している有害物質等について記入してください。

※ 構造変更届出にあつては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入してください。

⑤ 汚水等の処理の方法（別紙3）

ア 記入例

別紙3									
汚水等の処理の方法									
工場又は事業場における施設番号	a 処理施設1				処理施設2				
処理施設の設置場所	b 別紙のとおり				別紙のとおり				
設置年月日	c 年月日				年月日				
工事着手予定年月日	d 令和2年9月24日				令和2年9月24日				
工事完成予定年月日	e 令和2年11月30日				令和2年11月30日				
使用開始予定年月日	f 令和2年11月30日				令和2年11月30日				
種類及び形式	g 連続式排水処理施設				合併処理槽（〇〇社製〇〇型）				
構造	h コンクリート造				FRP				
主要寸法	i 11m×2m×2.5m				8m×3m×4.2m				
能力	j 54 m ³ /日				60 m ³ /日				
処理の方法	k 連続式				活性汚泥法				
処理の系統	l 別紙のとおり				別紙のとおり				
集水及び導水の方法	m VP管、圧送				VP管、圧送				
使用時間間隔	n 9時～17時				終日				
1日当たりの使用時間	o 8時間				24時間				
使用の季節変動	p 特になし				特になし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	q (中和) 水酸化ナトリウム 2kg/日 硫酸 2kg/日 (クロム還元) 亜硫酸水素ナトリウム 2kg/日 (凝集沈殿) PAC 20kg/日				(消毒) 次亜塩素酸ナトリウム 適量				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	3.3	6.5	3.0	6.5	7.0	7.0	6.5	6.5
	BOD (mg/L)	20	5	30	5	200	15	260	25
	SS (mg/L)	50	10	80	10	150	25	200	40
	亜鉛 (mg/L)	15	0.05	25	0.1				
	クロム (mg/L)	15	0.05	45	0.1				
	六価クロム (mg/L)	15	0.05	45	0.05				
大腸菌群数 (個/cm ³)					5,000	1,000	10,000	2,000	
r 量 (m ³ /日)	30		50		20		40		
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	s 廃油 50kg/月、スラッジ 500kg/月、脱水後、産業廃棄物として処理				汚泥 2.0t/月 バキュームカーによる抜取				
排出水の排出方法	t 排出口1から公共用水域へ排出				排出口1から公共用水域へ排出				
その他参考となるべき事項	u すべての特定施設から流入								
備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。									
2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。									

イ 記入上の注意

a 汚水処理施設の施設番号

当該届出に係る工場又は事業場内の特定施設の汚水処理に係る施設すべてに通し番号を付して、その番号ごとに汚水等の処理の方法を記入してください。汚水処理施設としては、浄化槽やろ過沈殿槽、グリストラップなども含まれます。下水道接続の場合も汚水処理施設のひとつとして記入してください。

なお、添付すべき工場又は事業場の建物及び特定施設の配置図にそれぞれ対応する通し番号を記入してください。

b 処理施設の設置場所

当該届出に係る工場又は事業場全体の配置図を添付し、処理施設を明示してください。

c 設置年月日

使用届出の場合、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の設置年月日を記入してください。

特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、記入不要です。

d 着手予定年月日 e 完成予定年月日 f 使用開始予定年月日

設置届出又は構造等変更届出の場合、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定日を記入してください。

g 種類及び型式

当該汚水処理施設の種類、型式等を記入し、汚水等処理施設の性能等を記載した書類を添付してください。

例）設計計算書、施設仕様書、型式適合認定書（浄化槽を設置する場合）、実験成績書等

h 構造

当該汚水処理施設の構成材料等を記入してください。

i 主要寸法

当該汚水処理施設の縦、横、深さ、容量等を単位付きで記入してください。

j 能力

当該汚水処理施設の時間当たり又は1日当たりの汚水処理能力等を記入してください。

k 処理の方法

「活性汚泥法」「凝集沈殿法」「電気分解法」等の処理の方式を記入してください。

l 処理の系統

当該汚水処理施設の処理に係る操業系統図（フローシート）を添付してください。

m 集水及び導入の方法

汚水等をどのようにして汚水処理施設に導いているか、その管材や方法等を記入し、集水及び導水系統を配置図に図示してください。

n 使用時間間隔

当該汚水処理施設を使用する時間帯、間隔を記入してください。

o 1日当たりの使用時間

当該汚水処理施設の通常の状態における1日当たりの使用時間を記入してください。

p 使用の季節変動

当該汚水処理施設の使用において季節的変動がある場合その状況を記入してください。

q 消耗資材の1日当たりの用途別使用量

当該汚水処理施設について、汚水等を処理するために必要な消耗資材（中和、凝集、酸化

その他の化学反応に供する薬品等) について、1日当たりの使用量を用途別に記入してください。

r 汚水等の汚染状態及び量

処理される汚水等について、通常水量及び最大水量を処理の前後別に記入するとともに、排水基準が定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該汚水処理施設で処理するものについて、通常値及び最大値の水質を処理の前後別に記入してください。

s 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法

汚水の処理によって生ずる汚泥等の1月当たり種類別生成量とその処理の方法を具体的に記入し、業者委託にあってはその業者の所在地及び名称を参考事項欄に付記してください。

t 排出水の排出の方法

工場又は事業場から排出される排出水について、その排出先及び排出方法について記入してください。下水道へ排出する場合もその旨を記入してください。

u その他参考となるべき事項

別紙1、別紙2の特定施設と当該汚水処理施設の関係等を記入してください。

⑥ 排水の汚染状態及び量（別紙４）

ア 記入例

別紙４					
排水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における 施設番号		a 排出口 1		排出口 2	
排水の 汚染 状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.0	6.5	7.0	7.0
	BOD	15 mg/L	25 mg/L		
	SS	25 mg/L	40 mg/L		
	亜鉛	0.05 mg/L	0.1 mg/L		
	クロム	0.05 mg/L	0.1 mg/L		
	六価クロム	0.02 mg/L	0.05 mg/L		
	b 大腸菌群数	1,000 個/cm ³	2,000 個/cm ³		
排水の量 (m ³ /日) c		通常	最大	通常	最大
		50	90	10	20
その他参考となるべき事項		d 排出口 1、2 ともに、側溝→〇〇川→△△川→千曲川へ排出 排出口 2 は間接冷却水及び雨水の排出口			

備考 排水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

イ 記入上の注意

a 排出口番号

「工場又は事業場」から公共用水域へ排出される、又は排出されることが考えられるすべての排出口（雨水や湧水が流出する口も含む。）通し番号を付し、その番号ごとに記入してください。

b 排水の汚染状態 c 排水の量

当該事業場の一般的な操業状態における、当該排出口からの 1 日当たりの通常及び最大の排出量並びに水質の汚染状態を記入してください。

なお、排出量にあたっては雨水の排出量は平均 0 m³/日とし、水質にあつては汚水等の性状に応じた項目を記入してください。また、窒素、磷規制対象湖沼流域（p. 59 を参照。）にある平均排水量 50 m³/日以上の上記事業場については、全窒素、全磷の項目も記入してください。

d その他参考となるべき事項

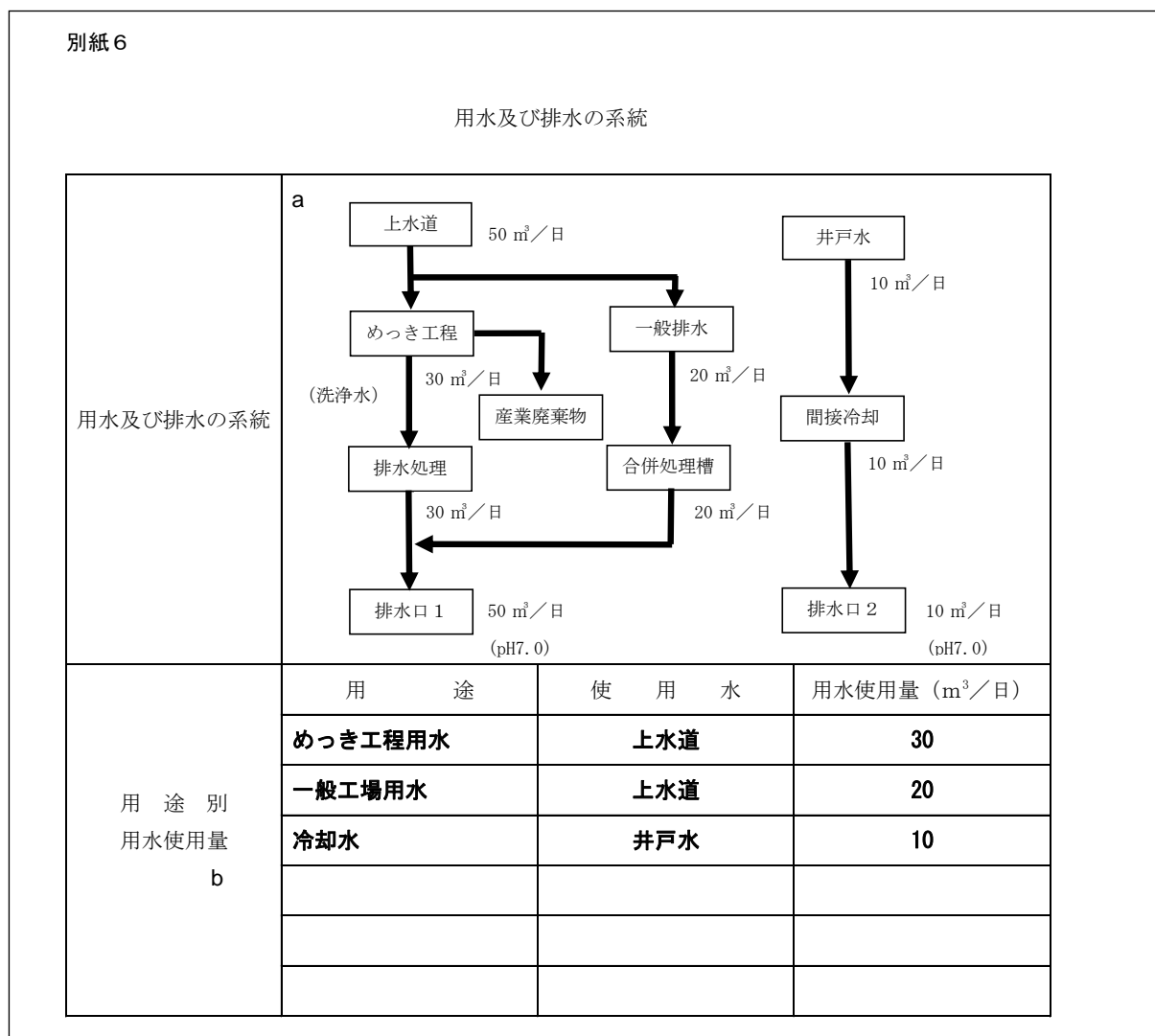
排水の排水経路、排出の種別等を記入してください。

※ 別紙 4 により届け出た項目については、排水の汚染状態の測定が必要です。詳しくは p. 51 を参照してください。

※ 下水道・共同処理施設等へ排出される部分は、排出番号の欄に（参考）と記入しその旨を参考事項に付記してください。

⑦ 用水及び排水の系統（別紙6）

ア 用水及び排水の系統（別紙6） 記入例



イ 記入上の注意

a 用水及び排水の系統

当該届出に係る施設の前後の用水及び排水の系統図を記載（別紙添付でも可）し、水量のほか、主な水質項目の値を記入してください。

b 用途別用水使用量

当該届出に係る工場又は事業場の特定施設ごと及び一般工場水、事業所系に区分し、その区分名を記入してください。また、当該用途区分ごとに、上水道・地下水・河川水・湧水・汚染水等の区分を記入してください。

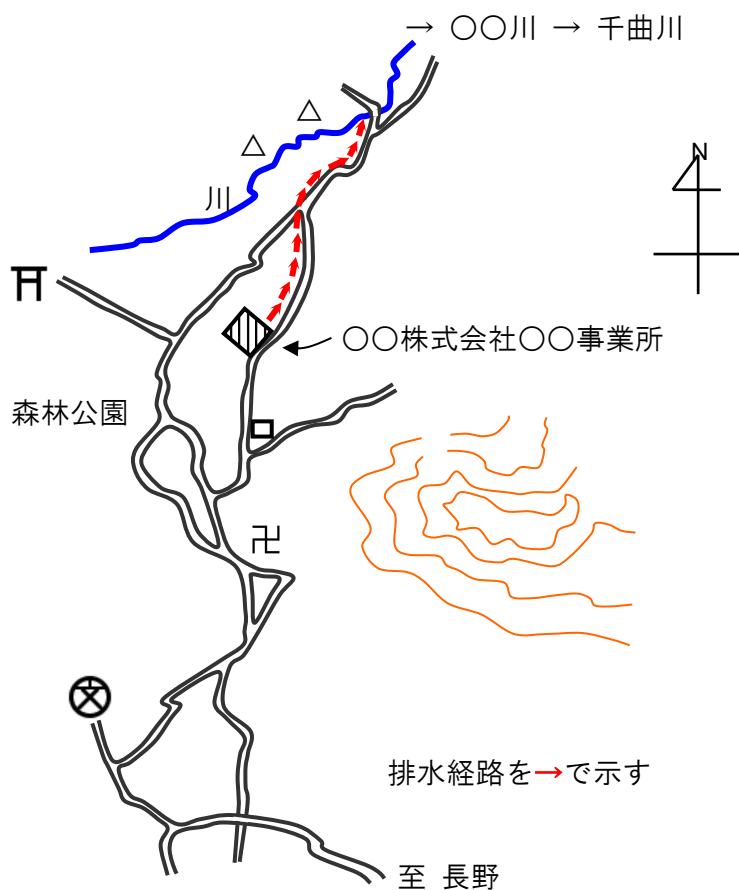
用水使用量の欄には、当該区分ごとに、1日当たりの通常及び最大の用水量を記入してください。

※ 特定施設の構造等変更届出にあつては、変更する事項について変更前と変更後の内容を対照としてください。

⑧ 各種添付図面等

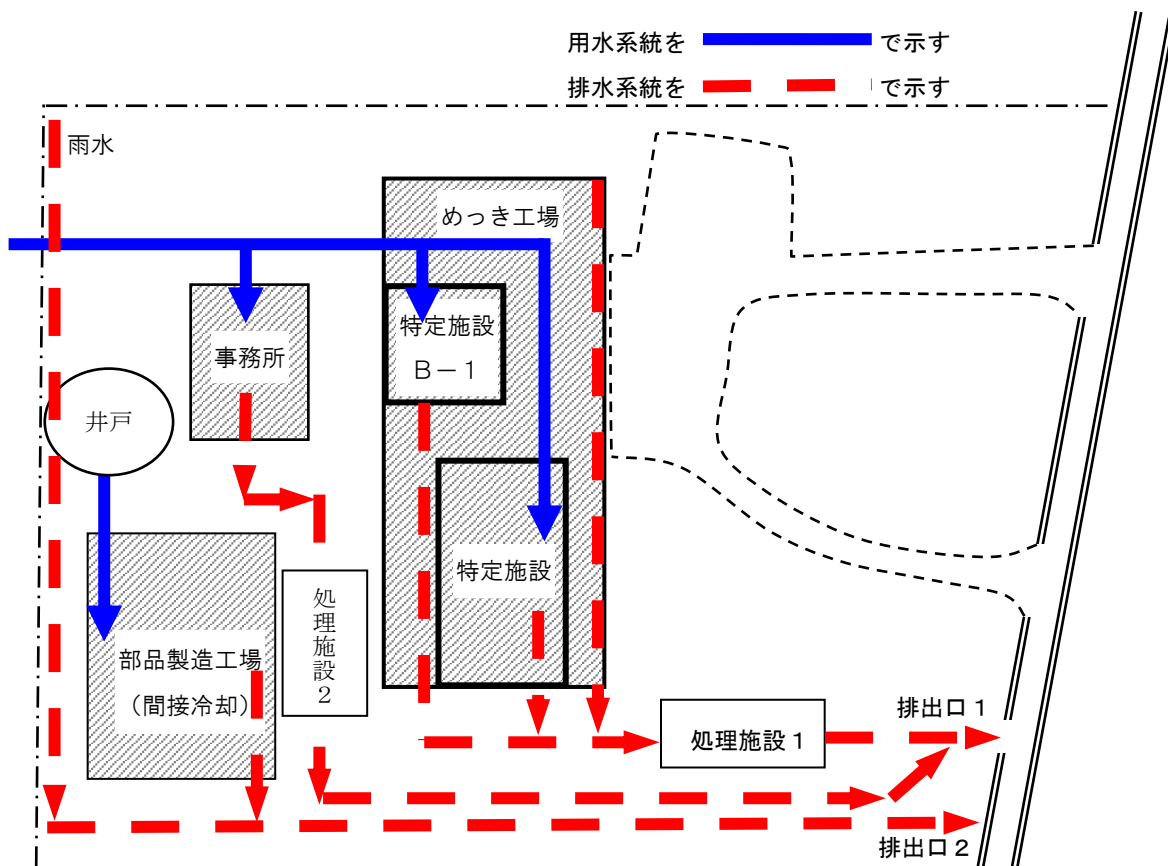
- ア 工場又は事業場付近の見取り図…………… 第1図
- イ 工場又は事業場の建物及び特定施設の配置図…………… 第2図
(この配置図には、用水の給水経路を青で、排水の排水経路を赤で記入してください。)
- ウ 特定施設の構造図 (寸法が記載されたカタログの写し等)
- エ 汚水等の排出又は発生及び汚水の処理に係る操業系統図 (フローシート) …… 第3図
- オ 汚水等の処理施設の構造を示す図面 (主要寸法の記載された設計図等)
- カ 汚水等処理施設の性能等を記載した書類
例) 設計計算書、施設仕様書、型式適合認定書 (合併浄化槽の場合)、実験成績書等

第1図 工場又は事業場付近の見取り図

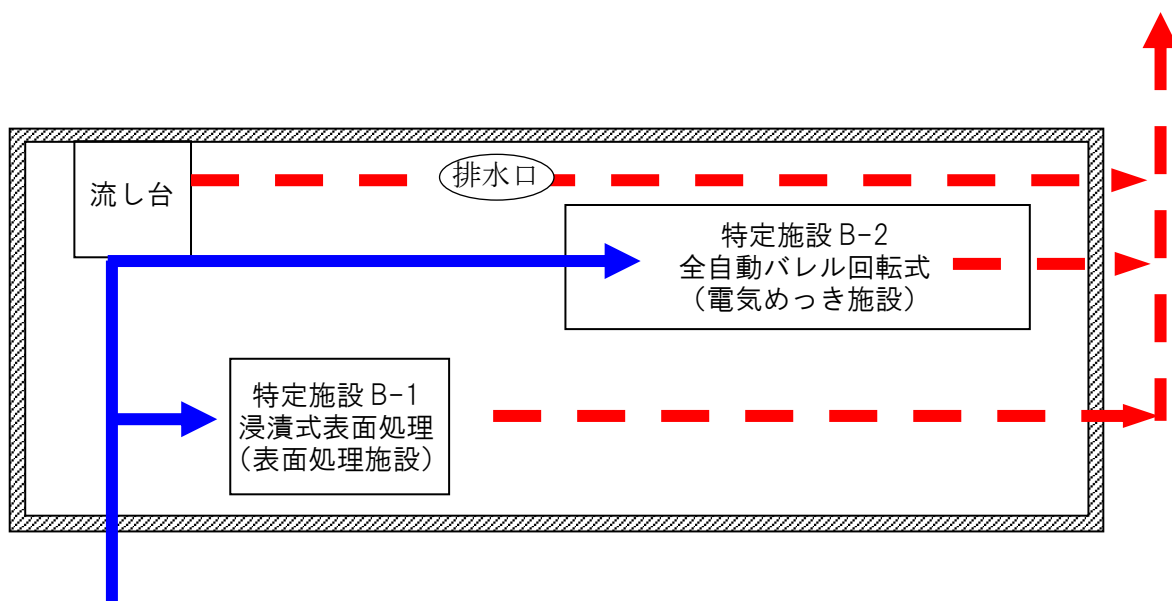


※【排水経路】事業場排水口 → 側溝 (水路) → △△川 → ○○川 → 千曲川
(主要河川までの排水経路を具体的に記載してください。)

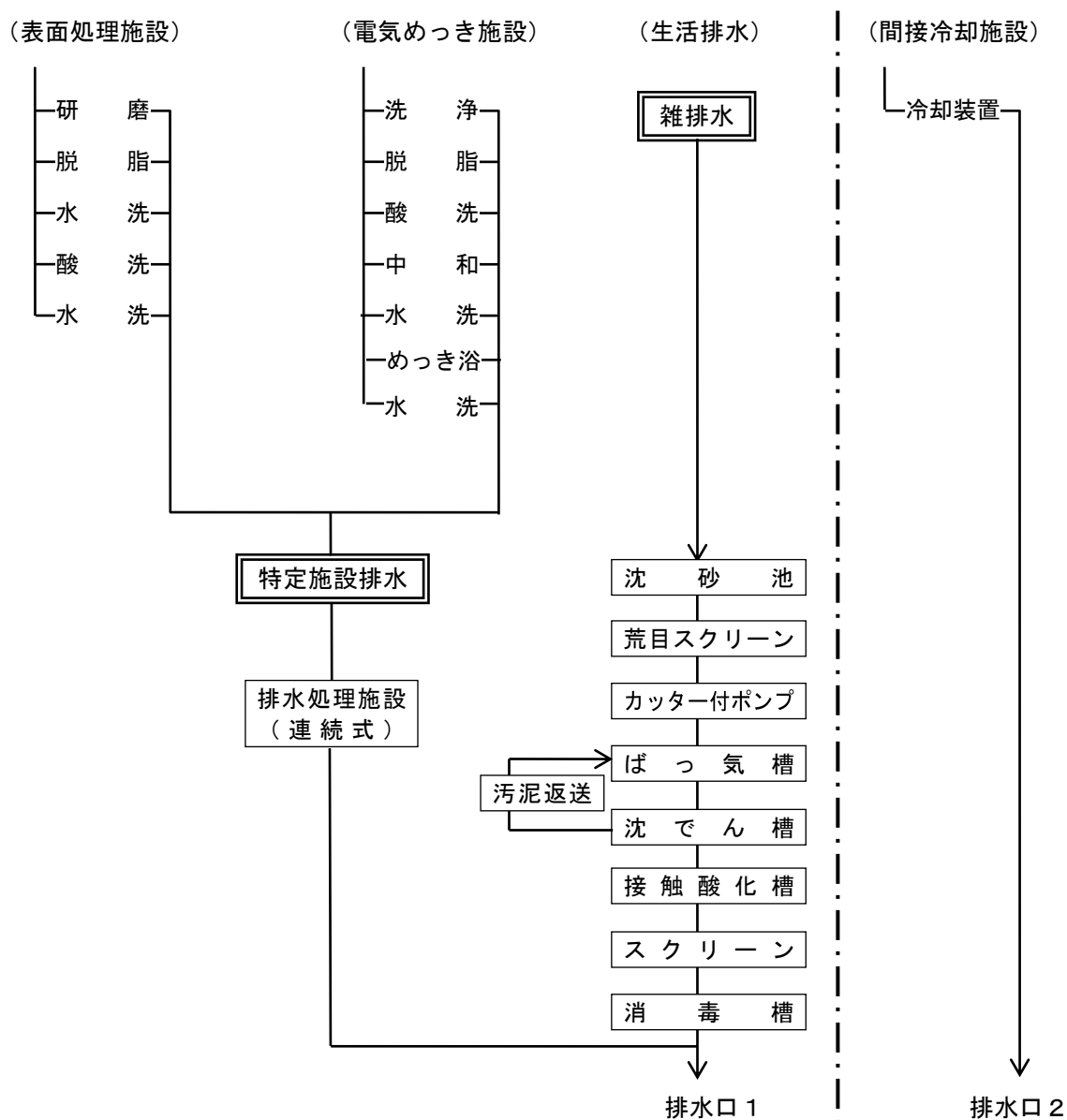
第2図の1 工場又は事業場の建物及び特定施設の配置図



第2図の2 工場内の特定施設配置図



第3図 汚水等の排出又は発生及び汚水の処理に係る操業系統図（フローシート）



参考 緊急時の連絡方法等

電 話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
担当者職氏名	主任 △△ △△
従業員数	〇〇人
主要事業内容	電気部品製造業
そ の 他	夜間は警備保障会社に管理委託

(2) 66-3 旅館業

① 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出（様式第1）

ア 記入例

様式第1（第3条関係）（表面）

a

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

c

年 月 日

〇〇地域振興局長 様

d

〇〇観光株式会社

届出者 〇〇市〇〇町 1234 番地

代表取締役 〇〇 〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		e 〇〇〇〇ホテル	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		f 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇郡〇〇村 5678 番地	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	g 66の3 旅館業 イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	h 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	i		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出所に限つて欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

イ 記入上の注意

a 届出の種類 b 該当条項

届出の内容により、不要な部分を二重線で抹消してください。

(参考) 法第5条第1項	工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合
第5条第2項	工場・事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者が、有害物質使用特定施設を設置しようとする場合
第5条第3項	上記以外の者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合
第6条第1項	従来、特定施設等でなかった施設が特定施設等に指定された場合
第6条第2項	指定地域において、従来、指定地域特定施設でなかった施設が指定地域特定施設に指定された場合等
第7条	第5条又は第6条の届出をした者が、届出事項を変更する場合

c 届出年月日

地域振興局へ届出書を提出する日付を記入してください。

d 届出者

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名・電話番号を記入してください。代表権を有しない工場長等が届け出する場合は、工場等の名称・工場等の所在地・代理人役職名及び氏名・電話番号を併記してください。この場合、代表者からの委任状（様式任意）が必要となります。

e 工場又は事業場の名称

当該届出に係る工場又は事業場の名称を記入してください

f 工場又は事業場の所在地

当該届出に係る工場又は事業場の所在地を記入してください

g 特定施設の種別

当該届出に係る特定施設の種別を、政令別表第1（p. 53 参照）に掲げる番号及び名称から選んで記入してください。

複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

h 有害物質使用特定施設の該当の有無

該当するものに✓印を記入してください。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出する必要はありません。

i 有害物質使用特定施設の種別

当該届出に係る有害物質使用特定施設の種別を、政令別表第1（p. 53 参照）に掲げる番号及び名称から選んで記入してください。

j 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

該当するものに✓印を記入してください。

※「別紙〇のとおり。」という記載について、別紙の添付のないものについては適宜削除してください。

② 特定施設の構造（別紙1）

ア 記入例

別紙1				
特定施設の構造				
工場又は事業場における 施設番号	a 1	2	3、4	5、6
特定施設番号及び名称	b 66の3旅館業 イ ちゅう房施設			
型式	c 洗米機 (水圧式)	洗淨機 (ブラシ式)	食器洗淨槽 (1槽式)	容器洗淨槽 (3層式)
構造	d 別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
主要寸法	e 別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
能力	f 約200食/日			
配置	g 別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
設置年月日	h 年 月 日			
工事着手予定年月日	i 令和2年 9月24日			
工事完成予定年月日	j 令和2年11月30日			
使用開始予定年月日	k 令和2年11月30日			
その他参考となるべき事項	l ※宿泊収容人数、入浴利用者数、主要製品等参考となるべき事項を記入			

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1

特定施設の構造

工場又は事業場における 施設番号	a 7	8	9、10	11~20
特定施設番号及び名称	b 66の3旅館業 口 洗濯施設		66の3旅館業 ハ 入浴施設	
型 式	c 回転変速式 ウォッシャー (トキワ 65kg/ 回)	洗濯水槽	大浴場 (男湯、女湯)	客室附属浴室 (10室)
構 造	d 別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
主 要 寸 法	e 別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
能 力	f 約 130kg/日		約 150 人/日	約 40 人/日
配 置	g 別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
設 置 年 月 日	h 年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日	i 令和2年 9月24日		令和2年 9月24日	
工事完成予定年月日	j 令和2年11月30日		令和2年11月30日	
使用開始予定年月日	k 令和2年11月30日		令和2年11月30日	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	l ※宿泊収容人数、入浴利用者数、主要製品等参考となるべき事項を記入			

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

イ 記入上の注意

a 工場及び事業場における特定施設の番号

当該届出に係る工場又は事業場内の特定施設全てに通し番号を付け、その番号ごとに記入してください。また、添付すべき特定施設内の配置図にそれぞれ対応する通し番号を記入してください。

なお、同一構造のものが複数設置されている場合は、まとめて記入して構いません。

b 特定施設号番号及び名称

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の号番号及び名称を、政令別表第1（p. 53 参照）から選んで記入してください。

c 特定施設の型式

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設のメーカー名、呼称、型式、年式、形状等を記入してください。

d 特定施設の構造

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の主な部分の構造を記入し、構造図又はカタログを添付してください。

e 特定施設の主要寸法

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の大きさ、容量等を単位付きで記入し、同一の施設が複数ある場合には、その数も記入してください。

f 特定施設の能力

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の時間当たり又は1日当たりの原材料処分能力、生産能力等を重量、数、容積等により記入してください。

g 配置

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の配置を記入し、配置図等を添付してください。

h 設置年月日

使用届出の場合、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の設置年月日を記入してください。

特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、記入不要です。

i 着手予定年月日 j 完成予定年月日 k 使用開始予定年月日

設置届出又は構造等変更届出の場合、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定日を記入してください。

なお、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更できません。

l その他参考事項

その他当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の構造について、参考となるべき事項があれば記入してください。なお、有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載してください。防液堤等については、可能な場合には容量を記載してください。

※ 構造変更届出にあつては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入してください。

※ 当該届出に係る（有害物質使用）特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要設備の配置図等を添付してください

③ 特定施設の使用の方法（別紙2）

ア 記入例

別紙2							
特定施設の使用の方法							
工場又は事業場における施設番号	a	1～6		7、8		9～20	
特定施設番号及び名称	b	66の3旅館業 イ ちゅう房施設		66の3旅館業 ロ 洗濯施設		66の3旅館業 ハ 入浴施設	
設置場所	c	別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり	
操業の系統	d	別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり	
使用時間間隔	e	主として朝夕2回		主として午前中のみ		通日	
1日当たりの使用時間	f	4時間		4時間		24時間	
使用の季節変動	g	ピーク期には使用時間が増加		特になし		特になし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	h	原材料：米、野菜魚介類、洗剤 使用方法：水洗 1日使用量： 米 70kg、野菜魚介類 150kg、洗剤 0.5kg		原材料：洗剤、コーンスターチ、メタ珪酸ソーダ 使用方法：水洗 1日使用量： 洗剤 1.5kg、コーンスターチ 1.5kg、メタ珪酸ソーダ 1.5kg		原材料：石けん 使用方法：入浴 1日使用量：2kg	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	細大
	i pH	6.5	6.5	7.5	8.0	6.9	6.5
	BOD	200 mg/L	300 mg/L	200 mg/L	230 mg/L	30 mg/L	45 mg/L
	SS	110 mg/L	150 mg/L	110 mg/L	160 mg/L	7 mg/L	10 mg/L
	大腸菌群数	0 個/cm ³	100 個/cm ³	0 個/cm ³	100 個/cm ³	0 個/cm ³	500 個/cm ³
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	j 23	46	4	5	50		
その他参考となるべき事項	k					昭和25年にゆう出した温泉を利用	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

イ 記入上の注意

a 工場又は事業場における特定施設の番号 b 特定施設号番号及び名称

別紙1に同じ。

c 設置場所

当該届出に係る工場又は事業場に係る付近の案内図及び全体の配置図を添付し、特定施設の設置場所を明示してください。

d 操業の系統

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設を含む操業系統（フローシート）を明示してください。

e 時間間隔

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設を継続的に使用する場合、その時間間隔を記入してください。

f 1日当たり使用時間

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の通常の状態における実使用時間を記入してください。

g 使用の季節的変動

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の使用において季節変動がある場合、その状況を記入してください。

h 原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設を含む作業工程において使用する、全ての原材料（消耗資材を含む。）の種類、具体的な使用方法及び1日当たりの平均使用量を記入してください。

i 汚水等の汚染状態

政令により、排水基準が定められている有害物質及び生活環境項目のうち、使用されている原材料、使用薬品の成分等を考慮して、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設から排出される汚水又は廃液に含まれているものについて、通常値及び最大値を記入してください。

なお、ここに記入すべき汚染状態を表す項目には、その汚水又は廃液が処分されるか否か、又は循環使用されるか否かにかかわらず記入してください。

j 汚水等の量

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設から排出される汚水又は廃液の量で、1日当たりの通常量及び最大量を記入してください。

なお、ここに記入すべき量には、その汚水又は廃液が処理されるか否か、又は循環使用されるか否かにかかわらず、全量を記入してください。

k その他参考となるべき事項

当該届出に係る（有害物質使用）特定施設において、製造・使用・処理している有害物質等について記入してください。

※ 構造変更届出にあつては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入してください。

④ 汚水等の処理の方法（別紙3）

ア 記入例

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における 施設番号	a	処理施設 1	処理施設 2	処理施設 3									
処理施設の設置場所	b	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり									
設置年月日	c	年 月 日	年 月 日	年 月 日									
工事着手予定年月日	d	令和2年 9月24日											
工事完成予定年月日	e	令和2年11月30日											
使用開始予定年月日	f	令和2年11月30日											
種類及び形式	g	ろ過沈でん槽	合併処理槽	下水道									
構造	h	コンクリート造	FRP										
主要寸法	i	11m×2m×2.5m	8m×3m×4.2m										
能力	j	54 m ³ /日	60 m ³ /日										
処理の方法	k	ろ過及び沈でん	活性汚泥法										
処理の系統	l	別紙のとおり	別紙のとおり										
集水及び導水の方法	m	VP管、自然流下	VP管、ポンプ圧送	VP管									
使用時間間隔	n	終日	終日	終日									
1日当たりの使用時間	o	24時間	24時間	24時間									
使用の季節変動	p	特になし	特になし	特になし									
消耗資材の1日当たりの 用途別使用量	q	なし	なし	なし									
汚水等の汚染状態及び量 r	種類・項目	通常		最大		通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	7.0	7.0	6.5	6.5	7.0	7.0	6.5	6.5				
	BOD (mg/L)	135	115	210	160	200	15	260	25				
	SS (mg/L)	76	70	115	100	150	25	200	40				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0	100	100	5000	1000	10000	2000				
量 (m ³ /日)	27		27		42		71						
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	s	汚泥 0.8t/月、バキュームカーによる抜取		汚泥 2.0t/月、バキュームカーによる抜取									
排出水の排出方法	t	処理施設2に導入		ポンプアップにより排出口1に排出		下水道（排出口2）に排出							
その他参考となるべき事項	u	特定施設1～8から流入、汚泥は〇〇市1-2、(株)〇〇に処理委託		処理施設1から流入、汚泥は〇〇市1-2、(株)〇〇に処理委託		特定施設9～20から流入							

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

イ 記入上の注意

a 汚水処理施設の施設番号

当該届出に係る工場又は事業場内の特定施設の汚水処理に係る施設すべてに通し番号を付して、その番号ごとに汚水等の処理の方法を記入してください。汚水処理施設としては、浄化槽やろ過沈殿槽、グリストラップなども含まれます。下水道接続の場合も汚水処理施設のひとつとして記入してください。

なお、添付すべき工場又は事業場の建物及び特定施設の配置図にそれぞれ対応する通し番号を記入してください。

b 処理施設の設置場所

当該届出に係る工場又は事業場全体の配置図を添付し、処理施設を明示してください。

c 設置年月日

使用届出の場合、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の設置年月日を記入してください。

特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、記入不要です。

d 着手予定年月日 e 完成予定年月日 f 使用開始予定年月日

設置届出又は構造等変更届出の場合、当該届出に係る（有害物質使用）特定施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定日を記入してください。

g 種類及び型式

当該汚水処理施設の種類、型式等を記入し、汚水等処理施設の性能等を記載した書類を添付してください。

例）設計計算書、施設仕様書、型式適合認定書（浄化槽を設置する場合）、実験成績書等

h 構造

当該汚水処理施設の構成材料等を記入してください。

i 主要寸法

当該汚水処理施設の縦、横、深さ、容量等を単位付きで記入してください。

j 能力

当該汚水処理施設の時間当たり又は1日当たりの汚水処理能力等を記入してください。

k 処理の方法

「活性汚泥法」「凝集沈殿法」「電気分解法」等の処理の方式を記入してください。

l 処理の系統

当該汚水処理施設の処理に係る操業系統図（フローシート）を添付してください。

m 集水及び導入の方法

汚水等をどのようにして汚水処理施設に導いているか、その管材や方法等を記入し、集水及び導水系統を配置図に図示してください。

n 使用時間間隔

当該汚水処理施設を使用する時間帯、間隔を記入してください。

o 1日当たりの使用時間

当該汚水処理施設の通常の状態における1日当たりの使用時間を記入してください。

p 使用の季節変動

当該汚水処理施設の使用において季節的変動がある場合その状況を記入してください。

q 消耗資材の1日当たりの用途別使用量

当該汚水処理施設について、汚水等を処理するために必要な消耗資材（中和、凝集、酸化

その他の化学反応に供する薬品等) について、1日当たりの使用量を用途別に記入してください。

r 汚水等の汚染状態及び量

処理される汚水等について、通常水量及び最大水量を処理の前後別に記入するとともに、排水基準が定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該汚水処理施設で処理するものについて、通常値及び最大値の水質を処理の前後別に記入してください。

s 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法

汚水の処理によって生ずる汚泥等の1月当たり種類別生成量とその処理の方法を具体的に記入し、業者委託にあってはその業者の所在地及び名称を参考事項欄に付記してください。

t 排出水の排出の方法

工場又は事業場から排出される排出水について、その排出先及び排出方法について記入してください。下水道へ排出する場合もその旨を記入してください。

u その他参考となるべき事項

別紙1、別紙2の特定施設と当該汚水処理施設の関係等を記入してください。

⑤ 排水の汚染状態及び量（別紙4）

ア 記入例

別紙4					
排水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における 施設番号		a 排出口1		(参考) 排出口2	
排水の 汚染 状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.0	6.5	○	○
	BOD	15 mg/L	25 mg/L	○ mg/L	○ mg/L
	SS	25 mg/L	40 mg/L	○ mg/L	○ mg/L
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³	2,000 個/cm ³	○ 個/cm ³	○ 個/cm ³
	b				
排水の量 (m ³ /日) c		通常	最大	通常	最大
		42	71	○	○
その他参考となるべき事項		d 排出口1は側溝→○○川→△△川→千曲川へ排出 排出口2は下水道接続			

備考 排水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

イ 記入上の注意

a 排出口番号

「工場又は事業場」から公共用水域へ排出される、又は排出されることが考えられるすべての排出口（雨水や湧水が流出する口も含む。）通し番号を付し、その番号ごとに記入してください。

b 排水の汚染状態 c 排水の量

当該事業場の一般的な操業状態における、当該排出口からの1日当たりの通常及び最大の排出量並びに水質の汚染状態を記入してください。

なお、排出量にあたっては雨水の排出量は平均0m³/日とし、水質にあつては汚水等の性状に応じた項目を記入してください。また、窒素、磷規制対象湖沼流域（p. 59を参照。）にある平均排水量 50 m³/日以上の上場場については、全窒素、全磷の項目も記入してください。

d その他参考となるべき事項

排水の排水経路、排出の種別等を記入してください。

※ 別紙4により届け出た項目については、排水の汚染状態の測定が必要です。詳しくは p. 51を参照してください。

※ 下水道・共同処理施設等へ排出される部分は、排出番号の欄に（参考）と記入しその旨を参考事項に付記してください。

⑥ 用水及び排水の系統（別紙6）

ア 記入例

別紙6			
用水及び排水の系統			
用水及び排水の系統 a	別紙のとおり		
用途別用水使用量 b	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)
	ちゅう房用水	上水道	23
	ボイラー用水	上水道	1
	入浴用水	温泉	50
	浴場上り用水	上水道	20
	洗濯用水	上水道	4

イ 記入上の注意

a 用水及び排水の系統

当該届出に係る施設の前後の用水及び排水の系統図を記載（別紙添付でも可）し、水量のほか、主な水質項目の値を記入してください。

b 用途別用水使用量

当該届出に係る工場又は事業場の特定施設ごと及び一般工場水、事業所系に区分し、その区分名を記入してください。また、当該用途区分ごとに、上水道・地下水・河川水・湧水・汚染水等の区分を記入してください。

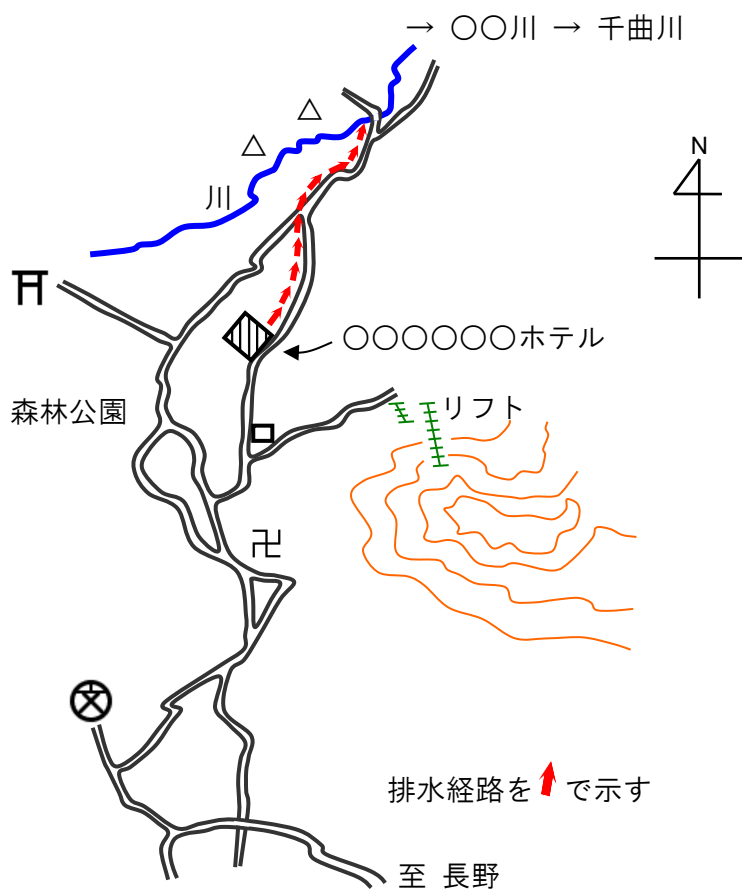
用水使用量の欄には、当該区分ごとに、1日当たりの通常及び最大の用水量を記入してください。

※ 特定施設の構造等変更届出にあつては、変更する事項について変更前と変更後の内容を対照としてください。

⑦ 各種添付図面等

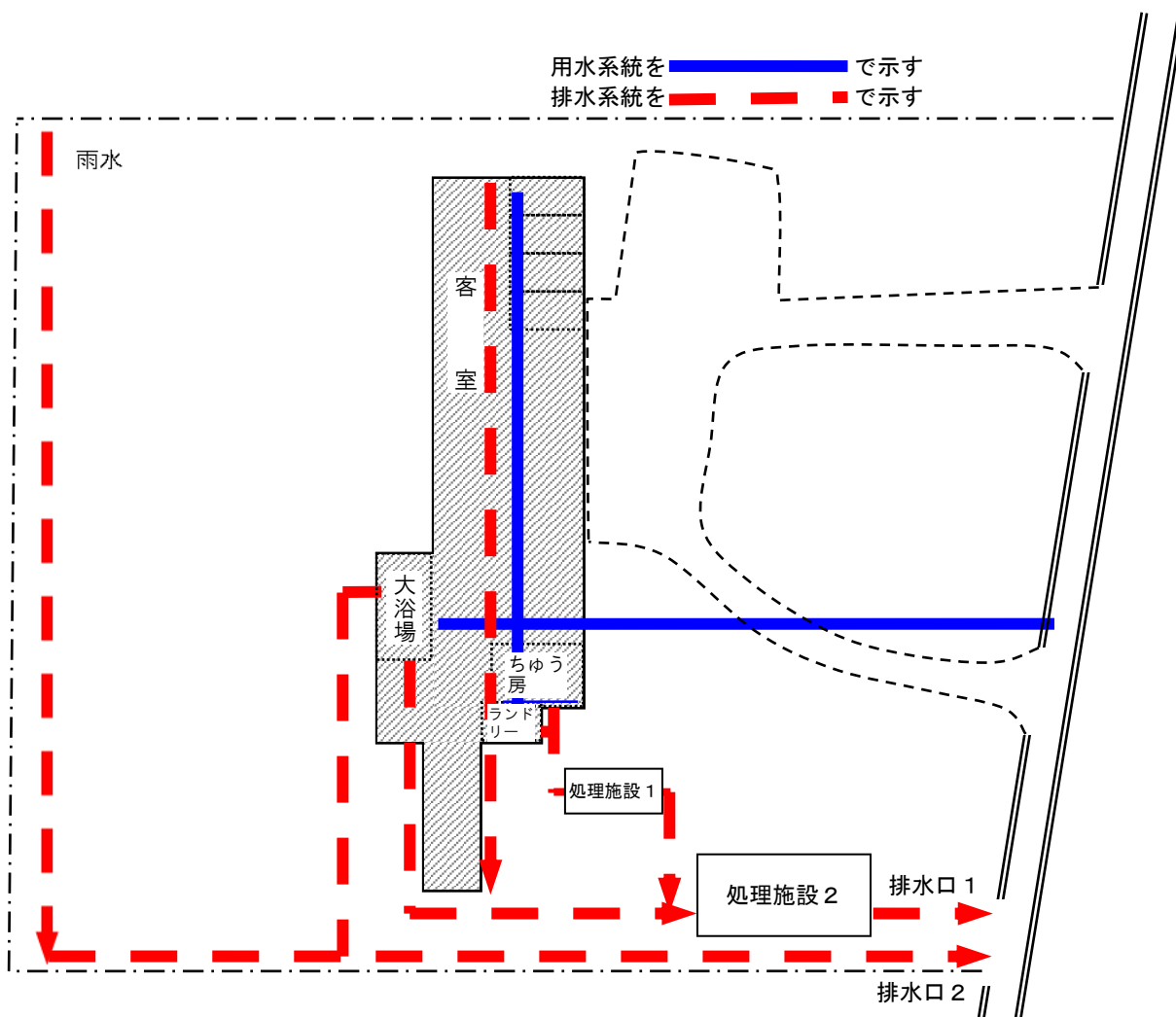
- ア 工場又は事業場付近の見取り図…………… 第1図
- イ 工場又は事業場の建物及び特定施設の配置図…………… 第2図
 (この配置図には、用水の給水経路を青で、排水の排水経路を赤で記入してください。)
- ウ 特定施設の構造図 (寸法が記載されたカタログの写しでも可)…………… 第3図
- エ 汚水等の排出又は発生及び汚水の処理に係る操業系統図 (フローシート)…………… 第4図
- オ 汚水等の処理施設の構造を示す図面 (主要寸法記入のこと。)… …… 第5図
- カ 汚水等処理施設の性能等を記載した書類
 例) 設計計算書、施設仕様書、型式適合認定書 (合併浄化槽の場合)、実験成績書等

第1図 工場又は事業場付近の見取り図

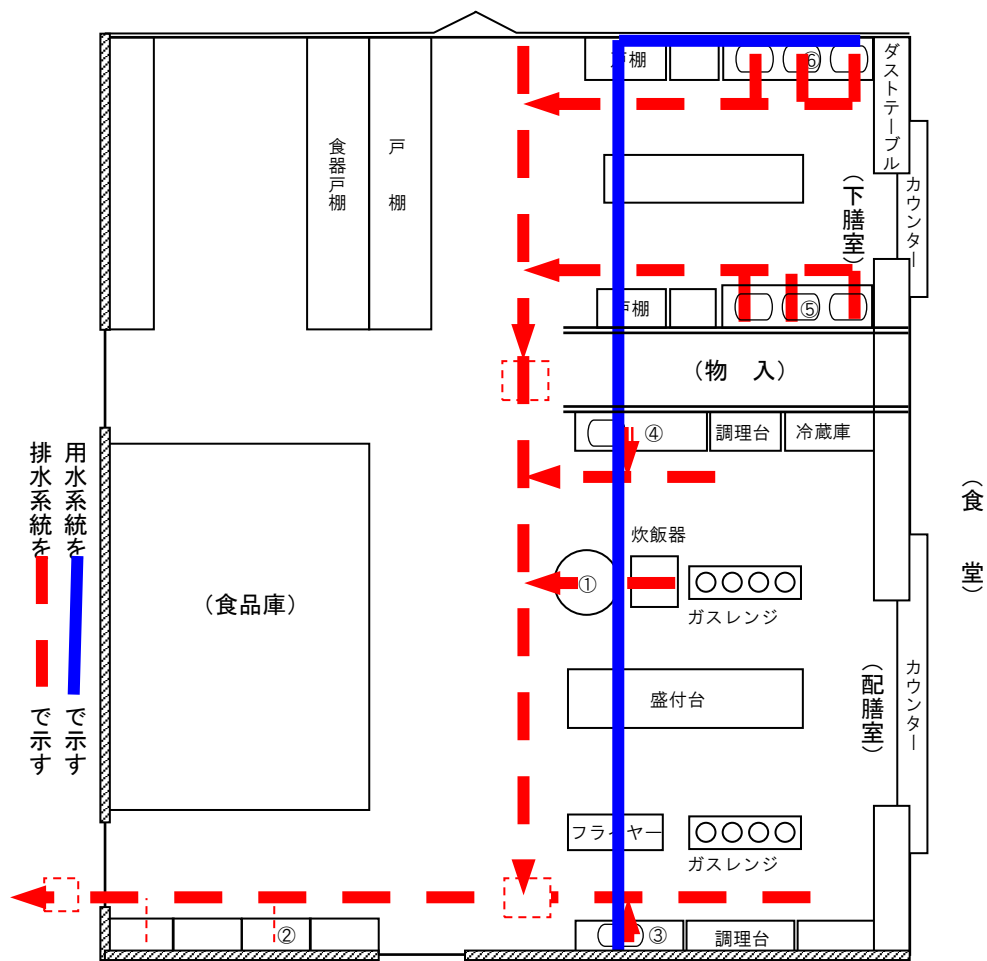


※【排水経路】事業場排水口 → 側溝 (水路) → △△川 → 〇〇川 → 千曲川
 (主要河川までの排水経路を具体的に記載してください。)

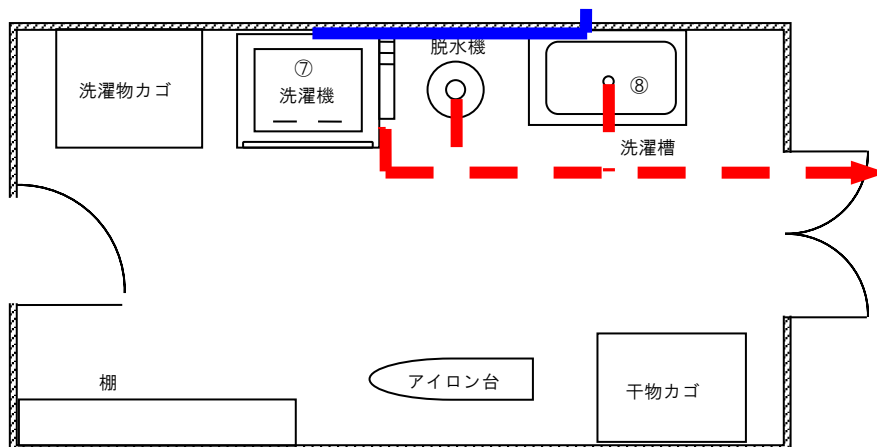
第2図の1 工場又は事業場の建物及び特定施設の配置図



第2図の2 ちゅう房内配置図（特定施設内の配置図）

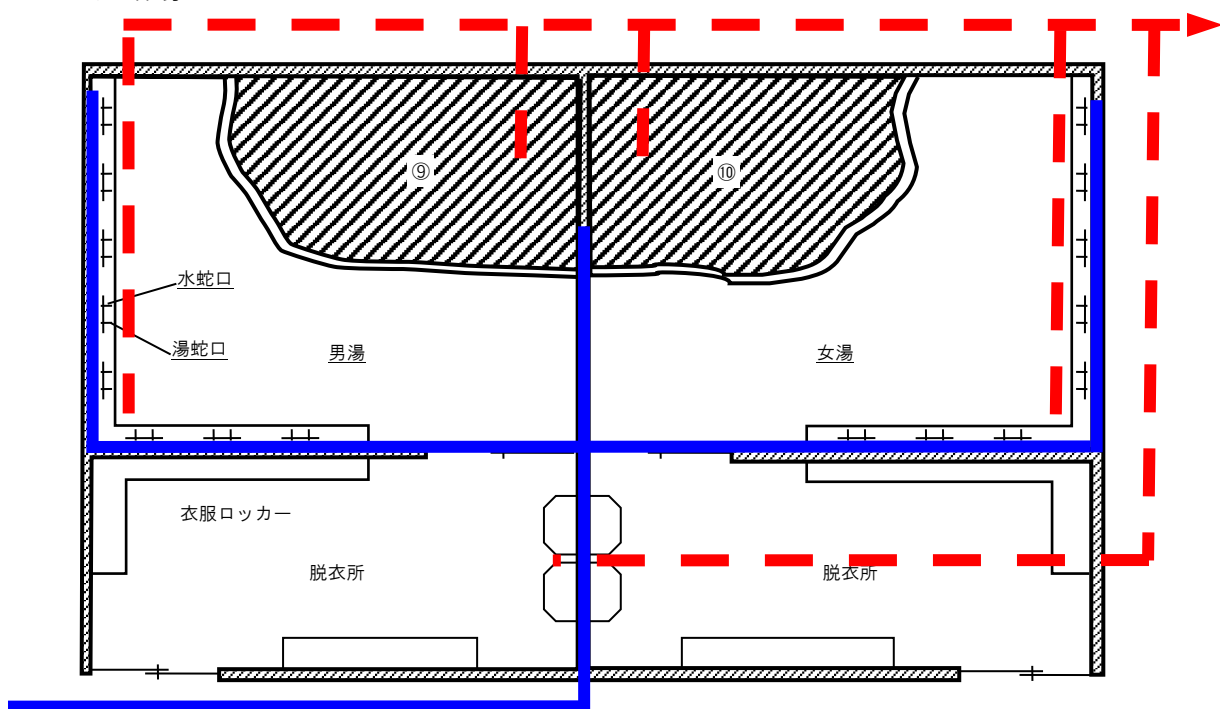


第2図の3 洗濯施設内配置図（特定施設内の配置図）

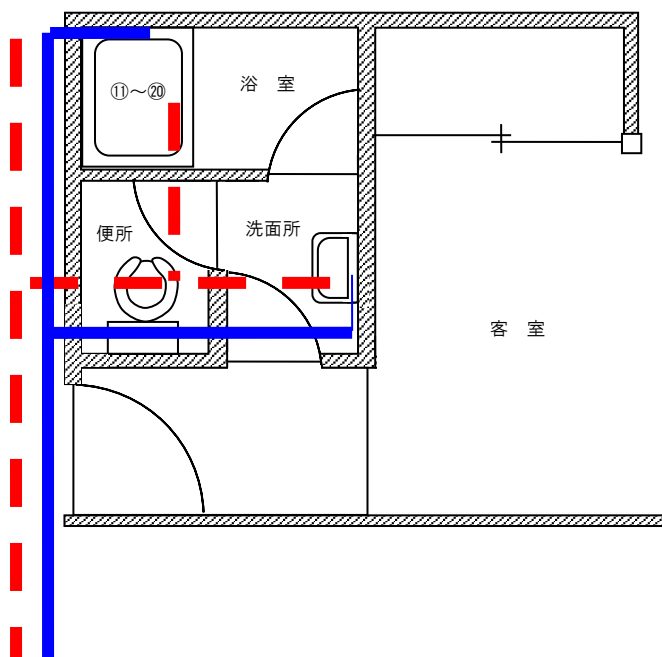


第2図の4 入浴施設内配置図（特定施設内の配置図）

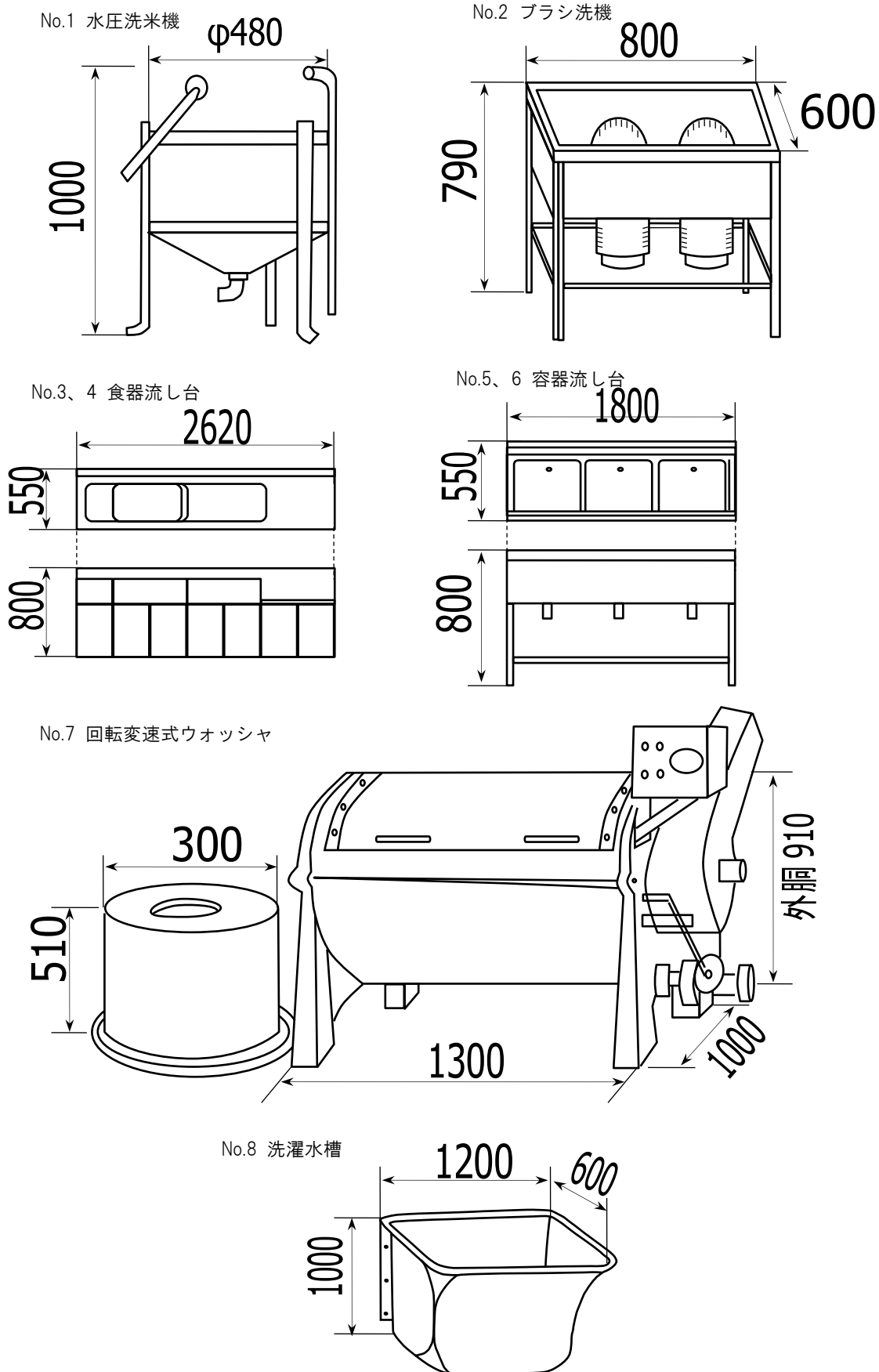
・大浴場



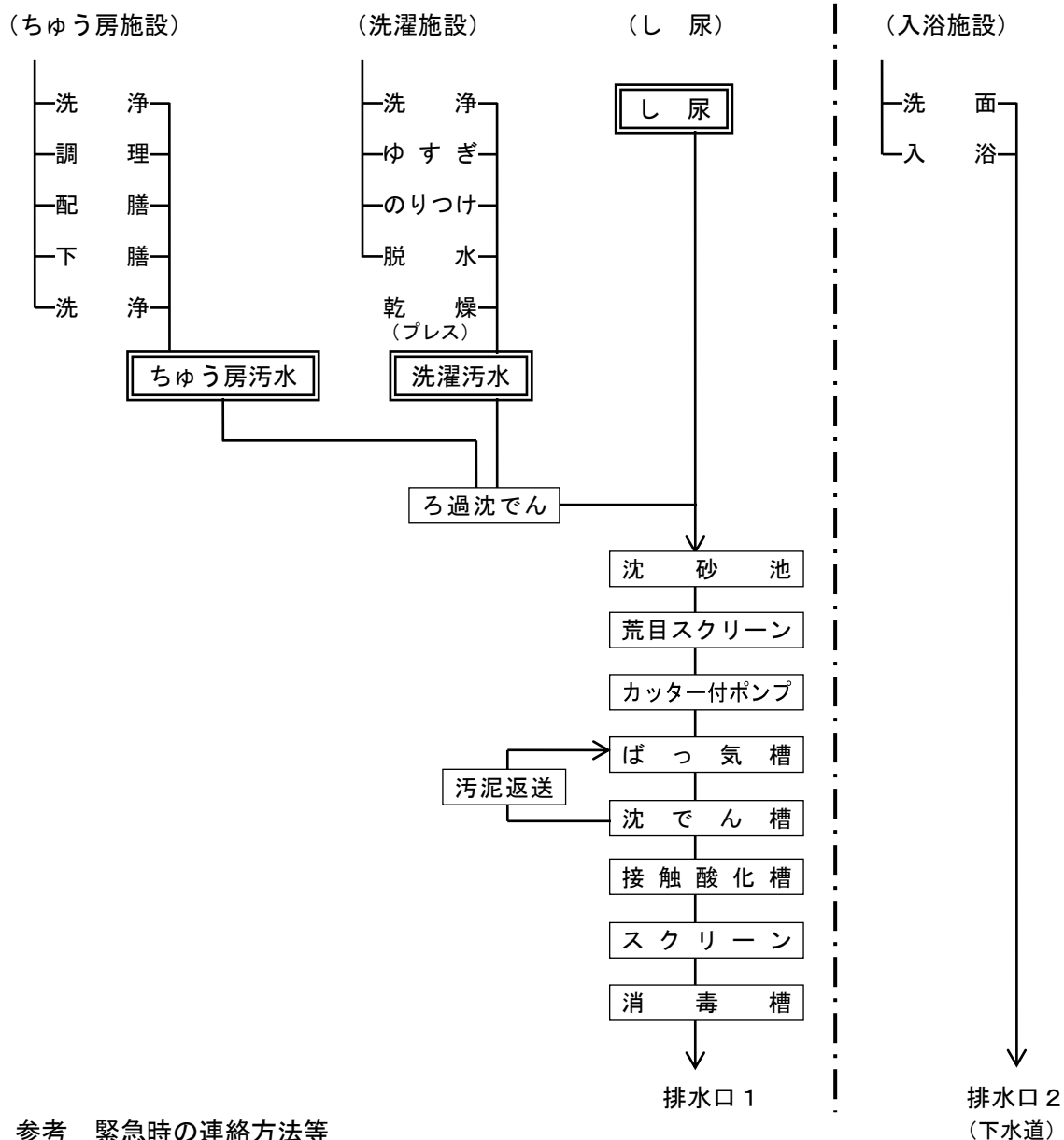
・客室



第3図 特定施設の構造図



第4図 汚水等の排出又は発生及び汚水の処理に係る操業系統図（フローシート）

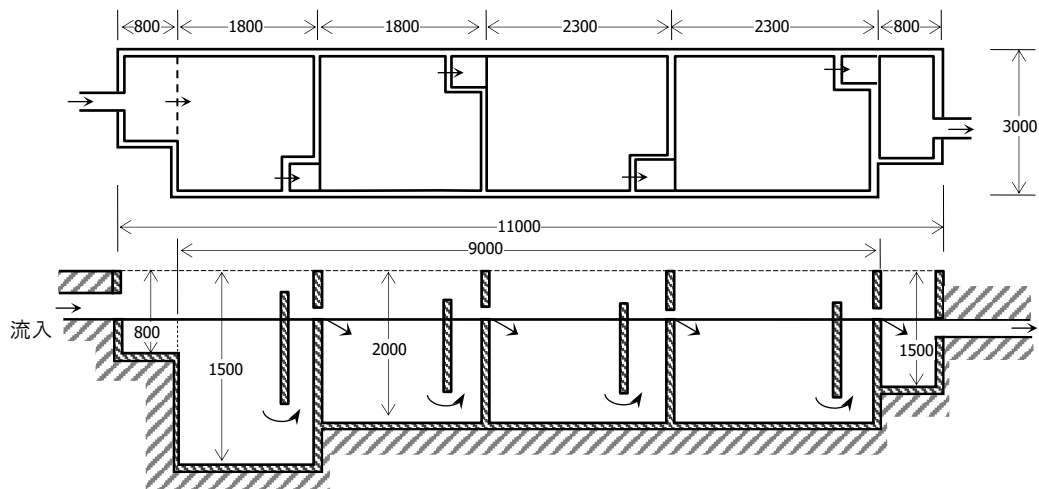


参考 緊急時の連絡方法等

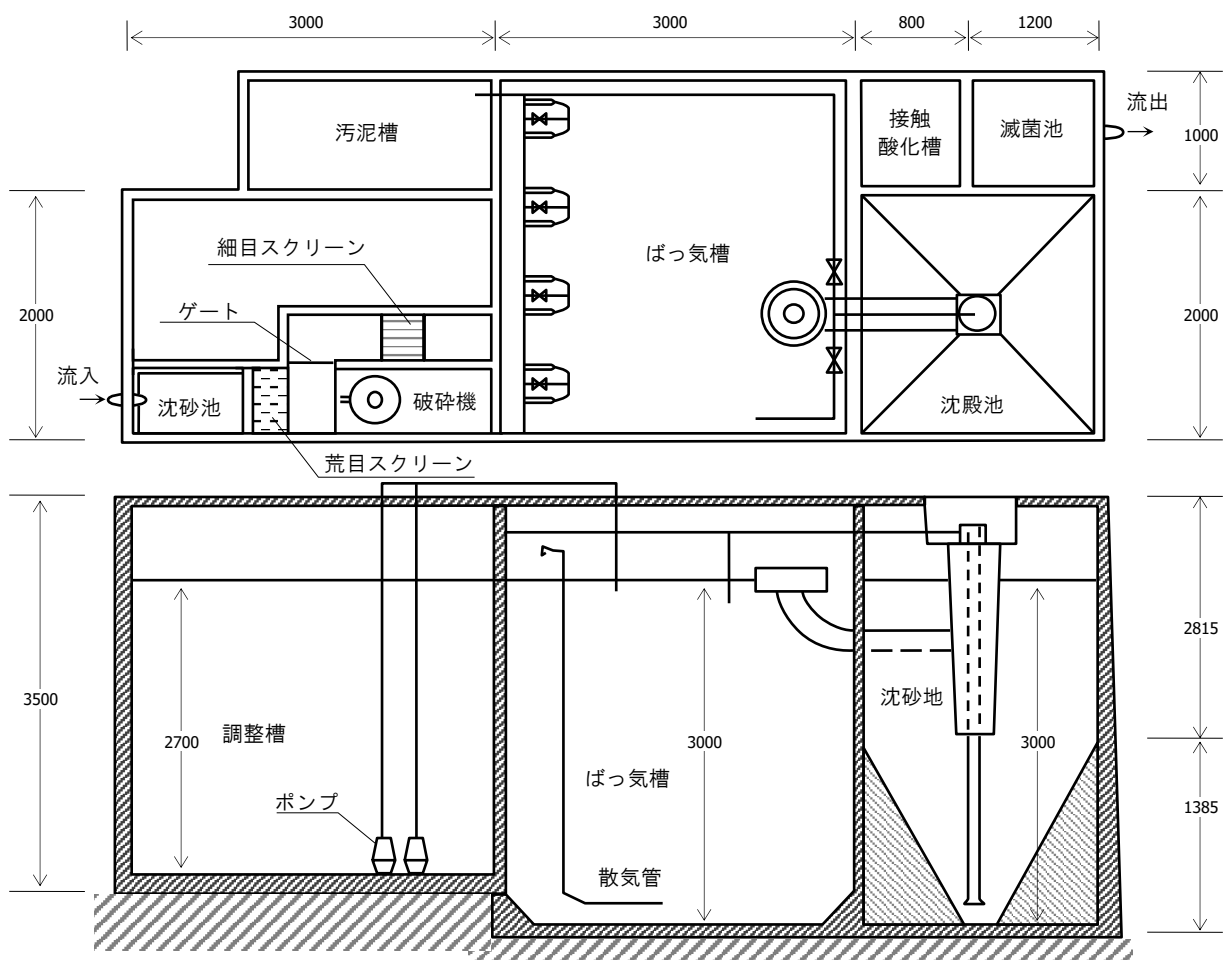
電 話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
担当者職氏名	営繕主任 △△ △△
従業者数	25人
主要事業内容	ホテル業（収容能力 客室50室 客数150名）
そ の 他	平成23年8月1日営業開始予定

第5図 汚水等処理施設構造図

ろ過沈でん槽（汚水処理施設番号1）



合併処理槽（汚水処理施設番号2）



2 氏名等変更届出

ア 記入例

氏 名 等 変 更 届 出 書

a
年 月 日

〇〇地域振興局長 様

b
〇〇観光株式会社
届出者 〇〇市〇〇町 1234 番地
代表取締役 〇〇 〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

c
氏名~~(名称、住所、所在地)~~に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内 容	変更前	d 代表者の氏名 代表取締役 △△ △△	※整理番号	
	変更後	e 代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇	※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		f 〇〇年 〇〇月 〇〇日	※施設番号	
変 更 の 理 由		g 代表者が変更になったため	※備 考	
工 場 又 は 事 業 場 の 名 称		h 〇〇〇〇ホテル		
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地		i 〇〇郡〇〇村 5678 番地		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

イ 記入上の注意

a 届出年月日

地域振興局へ届出書を提出する日付を記入してください。

b 届出者

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名・電話番号を記入してください。代表権を有しない工場長等が届け出する場合は、工場等の名称・工場等の所在地・代理人役職名及び氏名・電話番号を併記してください。この場合、代表者からの委任状（様式任意）が必要となります。なお、特定施設設置届出時等に委任状を提出している場合は、代表者または代理人に変更がない限り、あらためて提出する必要はありません。

c 届出内容

該当しない部分を二重線で抹消し、届出内容を明示してください。

d 変更の内容（変更前） e 変更の内容（変更後）

変更の内容を、変更前・変更後で記入してください。

f 変更年月日

変更の事実のあった日を記入してください。

g 変更の理由

変更の理由について、簡潔に記入してください。

h 工場又は事業場の名称 i 工場又は事業場の所在地

届出を行っている特定事業場の名称及び所在地を記入してください。

3 使用廃止届出

ア 記入例

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

a
年 月 日

〇〇地域振興局長 様

b
〇〇観光株式会社
届出者 〇〇市〇〇町 1234 番地
代表取締役 〇〇 〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	c 〇〇〇〇ホテル	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	d 〇〇郡〇〇村 5678 番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類	e イ ちゅう房施設 66 の 3 旅館業 □ 洗濯施設 ハ 入浴施設	※施設番号	
特定施設の設置場所	f 別添配置図のとおり	※備 考	
使用廃止の年月日	g 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
使用廃止の理由	h 業務縮小のため一部（3施設）廃止		

- 備考 1 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出があった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

イ 記入上の注意

a 届出年月日

地域振興局へ届出書を提出する日付を記入してください。

b 届出者

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名・電話番号を記入してください。代表権を有しない工場長等が届け出する場合は、工場等の名称・工場等の所在地・代理人役職名及び氏名・電話番号を併記してください。この場合、代表者からの委任状（様式任意）が必要となります。なお、特定施設設置届出時等に委任状を提出している場合は、代表者または代理人に変更がない限り、あらためて提出する必要はありません。

c 工場又は事業場の名称

d 工場又は事業場の所在地

特定施設を廃止した特定事業場の名称及び所在地を記入してください。

e 特定施設の種類

当該届出に係る特定施設の種別を、政令別表第1（p.53参照）に掲げる号番号及び名称から選んで記入してください。

複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

f 特定施設の設置場所

廃止施設を明記した図面を添付してください。

g 廃止年月日

特定施設の使用を廃止した日を記入してください。

h 使用廃止の理由

特定施設の使用を廃止した理由について記入してください。また、特定施設の全部廃止か、一部廃止かを明記してください。

一部廃止の場合は、特定施設の一覧表を添付し、廃止した特定施設を明示してください。なお、特定施設の一部を廃止したことにより、排水量、排水系統が変更となる場合は、特定施設の構造等変更届出が必要となります。

4 承継届出
ア 記入例

承 継 届 出 書

a
年 月 日

〇〇地域振興局長 様

b
〇〇観光株式会社
届出者 〇〇市〇〇町 1234 番地
代表取締役 〇〇 〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	c 〇〇〇〇ホテル	※整理番号		
工場又は事業場の所在地	d 〇〇郡〇〇村 5678 番地	※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種 類	e イ ちゅう房施設 66 の 3 旅館業 □ 洗濯施設 ハ 入浴施設	※施設番号		
特定施設の設置場所	f 別添配置図のとおり	※備 考		
承 継 の 年 月 日	g 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
被 承 継 者	氏名又は名称			h 株式会社△△開発
	住 所			i △△郡△△町 4321 番地
使 用 廃 止 の 理 由	j 合併のため			

- 備考 1 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、特定施設の欄には記載しないこと。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

イ 記入上の注意

a 届出年月日

地域振興局へ届出書を提出する日付を記入してください。

b 届出者

特定施設を譲り受け、又は借り受けた事業者について記入してください。

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名・電話番号を記入してください。代表権を有しない工場長等が届け出する場合は、工場等の名称・工場等の所在地・代理人役職名及び氏名・電話番号を併記してください。この場合、代表者からの委任状（様式任意）が必要となります。

c 工場又は事業場の名称

d 工場又は事業場の所在地

譲り受け、又は借り受けた特定事業場の名称及び所在地を記入してください。

e 特定施設の種類の種類

当該届出に係る特定施設の種類の種類を、政令別表第1（p.53参照）に掲げる号番号及び名称から選んで記入してください。

複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

f 特定施設の設置場所

譲り受け、又は借り受けた施設を明記した図面を添付してください。

g 承継年月日

特定施設を譲り受け、又は借り受けた日を記入してください。

h 被承継者氏名又は名称

i 被承継者住所

特定施設を譲り渡し、又は貸し与えた事業者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

j 承継の原因

譲渡、相続、合併等、承継の理由を記入してください。

■ 水質汚濁防止法の規定による特定事業場の設置者の義務

○ 排水基準の遵守

公共用水域に排水を排出するものは、排水基準（排水水の濃度規制）を遵守しなければなりません（法第12条）。

法	一律基準	① 有害物質 28項目 カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質について、排出量に係わらず、全ての特定事業場に適用する。 ② 生活環境項目 15項目 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある項目について、排水量 50 m ³ /日以上の特​​定事業場に適用する。
条例	上乘せ排水基準	① 有害物質 4項目 カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、水銀化合物について、一律基準よりも厳しい基準を適用する。 ② 生活環境項目 9項目 BOD、COD、SS等について一律基準よりも厳しい基準を適用する。

なお、基準値については最新の「公害関係基準のしおり」（長野県環境部発行）を参照してください。

（県ホームページでもご覧いただけます <http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>）

○ 特定物質を含む特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質を製造、使用又は処理する有害物質使用特定事業場は、環境大臣の定める方法による検定で有害物質が検出される場合、当該特定地下浸透水を地下に浸透させることはできません（法第12条の3）。

なお、基準値については最新の「公害関係基準のしおり」（長野県環境部発行）を参照してください。

○ 事故時の措置

特定事業場の設置者は、次に掲げる場合において人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかに事故の状況等を管轄する地域振興局長に届け出なければなりません（法第14条の2）。

- ・事故により有害物質を含む水又は排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出された場合
- ・事故により有害物質を含む水が地下に浸透した場合

また、事故により指定物質や油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときについても、同様の対応をしなければなりません（指定事業場、貯油事業場等の設置者の責務）。

○ 事業者の責務（責務規定）

事業者は、排水水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようしなければなりません（法第14条の4）。

○ 排水水及び特定地下浸透水に汚染状態の測定等

ア 水質自主検査の実施及び検査結果記録の保存

排水水を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者は、環境省令に定められている検査方法により、排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければなりません（法第14条）。

イ 水質自主検査の測定項目及び測定回数

排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定項目及び測定回数は、次のとおりです。

(ア) 排水水を排出する場合

- ① 特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、特定施設の設置の届出及び変更の届出の際、別紙4「排水水の汚染状態」（p.19、35）の欄中「種類・項目」の欄に記載した有害物質及び生活環境項目について、1年を超えない排水の期間ごとに1回以上行ってください。

（※旅館業（温泉を利用するものに限る。）において、砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の数については、3年を超えない排水の期間ごとに1回以上とする。）

- ② その他の項目については必要に応じて行ってください。

(イ) 特定地下浸透水を浸透させる場合

- ① 有害物質使用特定施設の設置の届出及び変更の届出の際、別紙9「汚水等の汚染状態及び量」の欄中「種類」の欄に記載した有害物質について、1年を超えない浸透の期間ごとに1回以上行ってください。

- ② その他の「種類」については必要に応じて行ってください。

ウ 採取時期・時刻

測定のための試料は、排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取してください。

エ 測定結果の記録及び保存

測定の結果は、次の様式に記録してください。ただし、計量法に基づく計量証明事業者から、採水者、分析者及び測定項目を記載した計量証明書の交付を受けた場合は、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができます。

また、この測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量証明書とともに3年間保存してください。

様式第8

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

■ 行政権限

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するために、事業者に対し、地域振興局長（一部は知事）には、次のような行政権限が認められています。

- ア 計画変更命令（法第8条、第8条の2）
- イ 改善命令（法第13条、第13条の2）
- ウ 事故時の応急措置命令（法第14条の2第4項）
- エ 緊急時の措置命令（法第18条）
- オ 報告及び検査（法第22条）

◆ 立入検査等

県では、特定施設を設置する事業者に対して、特定施設の使用方法、汚水処理の方法、排出水の汚濁状況及び量などについて報告を求めたり、特定施設に対して立入検査を実施しています。

■ 罰則

届出、排水基準の遵守等の事業者の義務を怠った場合や、地域振興局長（一部は知事）の命令に応じなかった者に対しては下表のとおり罰則が規定されています。

適 用	罰 則	
①計画変更命令又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	30条
②排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (ただし、過失で排水基準違反をした場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)	31条
③緊急時の措置命令に違反した場合		
④応急措置命令に違反した場合		
⑤特定施設の設置届出、構造等変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	32条
⑥特定施設の使用届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金	33条
⑦工事の実施制限期間に違反した場合		
⑧排水又は特定地下浸透水の汚染状態の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
⑨報告をせず、もしくは虚偽の報告し、又は立入検査を拒み妨げ忌避をした場合		
⑩氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届、承継届出せず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料	35条

(注) 表の①～⑨に該当する場合は、行為者のみでなく法人に対しても罰金が科せられます。

■ 参考資料

○ 水質汚濁防止法の規定による特定施設（法第2条第2項、政令第1条 別表第1）

番号	特定施設	番号	特定施設
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設 		<ul style="list-style-type: none"> ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。） 	11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設 	12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 	13	<p>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 	14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設 	15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	18の2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 	18の3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
		19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
		20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

番号	特定施設	番号	特定施設
	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設		ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗淨施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設		ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗淨施設 ル 湿式集じん施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー		
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設		
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗淨施設	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗淨施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗淨施設 ヘ クロロプレンモノマー洗淨施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗淨施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗淨施設	30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗淨施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗淨施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗淨施設及びろ過施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗淨施設 ホ 湿式集じん施設	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗淨施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗淨施設		
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗淨施設		

番号	特定施設	番号	特定施設
	施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設		げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
		39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
		40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
		43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
		44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	45	木材化学工業の用に供するフルフルール蒸留施設
		46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
		47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
		48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
		49	農薬製造業の用に供する混合施設
		50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
		51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
		51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
		51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲

番号	特定施設	番号	特定施設
	るもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設		施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	66	電気めっき施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業法に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	66の6	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設	67	洗濯業の用に供する洗浄施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道		

番号	特定施設	番号	特定施設
	に設置される施設であつて、次に掲げるもの (水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場		令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、 第3号から第6号まで、第8号又は第11号に 掲げる施設 ^(注2) であつて、国若しくは地方公 共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理 及び清掃に関する法律第2条第4項に規定す る産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第 14条第6項ただし書の規定により同項本文の 許可を受けることを要しない者及び同法第14 条の4第6項ただし書の規定により同項本文 の許可を受けることを要しない者を除く。)を いう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令第7条第12号から第13号までに掲げる 施設 ^(注2)
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に 関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第 14号に規定するものをいう。)		
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26 年法律第185号)第77条に規定するものをいう。 以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場 の総面積が800 m ² 未満の事業場に係るもの及び 次号に掲げるものを除く。)		
71	自動式車両洗淨施設		
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に 関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業 場で環境省令で定めるもの ^(注1) に設置されるそ れらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げ るもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当す るものを除く。)
		71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するも のを除く。)
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関 する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1 項に規定するものをいう。)である焼却施設	72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項 の表に規定する算定方法により算定した処理対 象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第15条第1項に規定するものをいう。 のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行	73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出 されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げ るものを除く。)

(注1) 環境省令で定める科学技術に関する研究等を行う事業場(71の2)

1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)	
2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)	
3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前二号に該当するものを除く。)	
4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	
5. 保健所	10. 検査業に属する事業場
6. 検疫所	11. 商品検査業に属する事業場
7. 動物検疫所	12. 臨床検査業に属する事業場
8. 植物防疫所	13. 犯罪鑑識施設
9. 家畜保健衛生所	

(注2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に掲げる施設(71の4)

第1号	処理能力が10 m ³ /日を超える汚泥の脱水施設
第3号	処理能力が5 m ³ /日を超える、200 kg/時以上又は火格子面積が2 m ² 以上の汚泥の焼却施設
第4号	処理能力が10 m ³ /日を超える廃油の油水分離施設
第5号	処理能力が1 m ³ /日を超える、200 kg/時以上又は火格子面積が2 m ² 以上の廃油の焼却施設
第6号	処理能力が50 m ³ /日を超える廃酸又は廃アルカリの中和施設
第8号	処理能力が100 kg/時を超える、又は火格子面積が2 m ² 以上の廃プラスチック類の焼却施設
第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗淨施設又は分離施設

○ 良好な生活環境の保全に関する条例の規定による特定施設

(条例第2条、規則第4条 別表第1)

1	学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が160㎡以上500㎡未満の事業場に係るものに限る。）
2	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が120㎡以上360㎡未満の事業場に係るものに限る。）
3	飲食店（次項及び5の項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が140㎡以上420㎡未満の事業場に係るものに限る。）
4	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が210㎡以上630㎡未満の事業場に係るものに限る。）
5	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が500㎡以上1,500㎡未満の事業場に係るものに限る。）
6	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院に設置される施設であって、次の各号に掲げるもの（病床数が、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定による指定地域にあつては50以上120未満、当該指定地域以外の地域にあつては50以上300未満の事業場に係るものに限る。） (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設
7	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場に設置される水産物に係る施設であつて、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が200㎡以上1,000㎡未満の事業場に係るものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場
8	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車特定整備事業の用に供する洗車施設であつて、自動式車両洗浄施設以外のもの（屋内作業場の総面積が300㎡以上800㎡未満の事業場に係るものに限る。）
9	舗装材料製造業の用に供する塵ガス洗浄施設（アスファルトプラントに係るものに限る。）

◆ 良好な生活環境の保全に関する条例の規定による特定施設の設置届出

上記の特定施設（9業種）の設置に伴い、工場又は事業場から公共用水域※に水を排出するときは、工事着手の60日前までに特定施設の設置届出を届け出てください。なお、特定施設の所在地が長野市又は松本市の場合は、それぞれの市へ届け出てください。

※下水道に接続する事業場であっても、冷却水や雨水を公共用水域に排出する場合は届出が必要です。

◆ 届出様式

条例に基づく届出様式は、地域振興局環境担当課の窓口で配布するほか、長野県公式ホームページに掲載していますのでご利用ください。

また、届出書類の記入例及び記入上の注意については、p.7～49を参考にしてください。

〈掲載場所〉

長野県公式ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/>) から、
→ 「申請・届出様式」 をクリック
→ 「暮らし・環境」 をクリック
→ 「自然・水・大気」 をクリック
→ 「良好な生活環境の保全に関する条例関係」 をクリック

◆ 届出方法

届出書を2部（正本1部、写し1部）作成し、地域振興局環境担当課（p.60参照）に提出してください。届出書に収受印を押印し、1部（写し）を届出者へ返却します。

なお、形式的に不備のない届出書を収受した日が受理日となります。

○ 窒素含有量及び磷含有量規制対象の湖沼及び海域

(平成 22 年 7 月 27 日環境省告示第 42 号)

項目	規制対象湖沼名	所在地	項目	規制対象湖沼名	所在地
窒素・磷規制対象湖沼	大座法師池	長野市	磷規制対象湖沼	小渋ダム貯水池 (小渋湖)	中川村、松川町、大鹿村
	諏訪湖	岡谷市、諏訪市、下諏訪町		片桐ダム貯水池	松川町
	白樺湖	茅野市、立科町		奈良井ダム貯水池	塩尻市
	裾花ダム貯水池	長野市		味噌川ダム貯水池	木祖村
	琵琶池	山ノ内町		牧尾ダム貯水池 (御岳湖)	木曾町、王滝村
	丸池	山ノ内町		スズラン湖	麻績村
	奥裾花ダム貯水池	長野市		奈川渡ダム	松本市
	七倉ダム貯水池	大町市		水殿ダム貯水池	松本市
	沓沢湖	塩尻市		野尻湖	信濃町
	内村ダム貯水池	上田市		霊仙寺湖	飯綱町
	美和ダム貯水池 (美和湖)	伊那市		戸隠水源湖	長野市
	三浦ダム貯水池 (三浦貯水池)	王滝村		香坂ダム貯水池	佐久市
	大沼池	山ノ内町		湯川ダム貯水池	御代田町
磷規制対象湖沼	美鈴湖	松本市	稲核ダム貯水池	松本市	
	沢山池	上田市	金原ダム貯水池	東御市	
	松川ダム貯水池	飯田市	北山ダム貯水池 (かたくりの湖)	麻績村	
	豊丘ダム貯水池	須坂市	小仁熊ダム貯水池	筑北村	
	青木湖	大町市	[県 外]		
	木崎湖	大町市	佐久間ダム貯水池	静岡県浜松市及び	
	高瀬ダム貯水池	大町市	(佐久間湖)	愛知県北設楽郡豊根村	
	中綱湖	大町市			
	大町ダム貯水池	大町市	矢作ダム貯水池	岐阜県恵那市及び	
	北竜湖	飯山市	(奥矢作湖)	愛知県豊田市	
	野々海池	飯山市、栄村			
	みどり湖	塩尻市			
	古谷ダム貯水池	佐久市			
	猪名湖 (松原湖)	小海町			
	白駒池	小海町、佐久穂町			
	女神湖	立科町			
	菅平ダム貯水池 (菅平湖)	上田市			
	横川ダム貯水池	辰野町			
箕輪ダム貯水池	箕輪町				
			窒素・磷規制対象海域		
			東京湾		
			伊勢湾		

○ 届出に関する問い合わせ先

(課名等は、令和3年4月1日現在)

機 関 名	連絡先
環境部水大気環境課 水質保全係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 Tel: 026-235-7162 Fax: 026-235-7366 E-mail mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1 Tel: 0267-63-3166 Fax: 0267-63-3199 E-mail sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
上田地域振興局 環境課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 Tel: 0268-25-7134 Fax: 0268-25-7167 E-mail uedachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
諏訪地域振興局 環境課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10 Tel: 0266-57-2952 Fax: 0266-57-2968 E-mail suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497 Tel: 0265-76-6817 Fax: 0265-76-6838 E-mail kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
南信州地域振興局 環境課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678 Tel: 0265-53-0434 Fax: 0265-53-0467 E-mail minamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
木曾地域振興局 総務管理・環境課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1 Tel: 0264-25-2234 Fax: 0264-23-2583 E-mail kisochi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020 Tel: 0263-40-1941 Fax: 0263-47-8122 E-mail matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	〒398-8602 大町市大町 1058-2 Tel: 0261-23-6563 Fax: 0261-23-6539 E-mail: kitachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 Tel: 026-234-9590 Fax: 026-234-9912 E-mail nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
北信地域振興局 環境課	〒383-8515 中野市大字壁田 955 Tel: 0269-23-0202 Fax: 0269-23-0275 E-mail hokuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

(参考) 特定施設の所在地が長野市又は松本市にある場合は、下記へお問い合わせください。

長野市環境保全温暖化対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 Tel: 026-224-8034
松本市環境保全課	〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号 Tel: 0263-34-3267

水質汚濁防止法による特定施設等届出のしおり

令和3年11月発行

長野県環境部水大気環境課